

# 教育子ども委員会記録

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和6年9月18日（水）午前10時0分～午後3時52分 |
| 2. 会議の場所   | 第2委員会室                      |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                      |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                      |

## 協議事項

（教育委員会）

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 予算第21号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）                              |
| 2. 陳情第90号   | 神戸市立魚崎幼稚園の3歳児保育の早急な実施及び交通費の助成金の支給を求める陳情            |
| 3. 陳情第92号   | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための2025年度政府予算に関する意見書提出を求める陳情 |
| 4. 報 告      | 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）                       |
| 5. 報 告      | 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価                     |
| 6. 報 告      | 工事請負契約の締結について（関係分）                                 |

（こども家庭局）

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 1. 報 告 | 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分） |
| 2. 報 告 | 市債権の放棄について（関係分）              |

## 出席委員（欠は欠席委員）

委員長	さとう まちこ			
副委員長	平野 達 司			
委 員	前田 あきら	なんの ゆうこ	坂 口 有希子	山本 のりかず
	諫山 大 介	植 中 雅 子	しらくに高太郎	西 ただす
	堂 下 豊 史			

## 議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、9月13日の本会議で本委員会に付託されました議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

初めに、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第92号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、教育委員会審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それではさよう決定いたしました。

それでは、これより順次、各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（さとうまちこ） これより、教育委員会関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第90号については、神戸市立魚崎幼稚園において、3年保育の早急な実施や通園にかかる交通費の助成を求める趣旨でありますので、御報告いたしておきます。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第92号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中村さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市中央区、神戸市教職員組合の中村と申します。

神戸市会の皆様におかれましては、教育諸条件の整備並びに拡充に向け、御理解と御協力をいただいていることに深く感謝いたします。

また、教育委員会事務局の皆さんにおかれましては、ちょうど1週間前に開催された総合教育会議において、市長・教育長と共に人材確保、人材育成、産業保健体制の強化について積極的な議論をしていただき、神戸市の子供たちのため、そして教職員のために、具体的な施策を検討し、取り組んでいただいていることに心より感謝いたします。いつもありがとうございます。

さて、その総合教育会議でも様々な角度から触れられておりましたが、学校現場では教職員の長時間労働や未配置などの課題が解決されておらず、慢性的な人材不足の状況が続いています。

産・育休、病気休職者の増加がそこに拍車をかけており、特にこの9月からの2学期以降は休職者の代替が配置されず、教頭などの管理職が授業をするという状況も珍しくありません。

私事で大変恐縮なのですが、私の弟も病気休職がきっかけで3年前に教員を辞めてしまいまし

た。同じ担任の先生に憧れて、共に兄弟で夢を見て教職に就いたので、大変残念な気持ちでいます。また、長く同僚として働いていた同い年の私の親友も2年前に辞めてしまいました。

初任の頃から仲よくさせていただいた同期も休職を経験した後、いろいろと悩んだ結果、相次いで教員を辞めてしまいました。私も相談にずっと乗ってきたんですが、力にはなれませんでした。

その3人とも30代から40代前半の働き盛りの男性で、結婚もし、家族もある身でした。仕事の負担が大きくなったことや余裕のなさが原因で支え合う、風通しのよい職場風土が薄れてきたことなどが原因でした。

私はその3人の背中を見て、改めて学校現場の工夫や努力だけではどうにもならない状況になってしまっているんだということを教職員である私自身も一緒に痛感をいたしました。

神戸の子供たちの豊かな学びと育ちを保障するためには、教職員が心身ともに元気で安心して子供たちのために働けることが大前提だと思っています。そのためには、誰かが休んでから人を探すのではなくて、若い教職員を支えたり、持ち授業数を減らしたりするなど、心にゆとりを持って休みにくくするための加配教員の増員や少数職種の配置増、またそして教職員定数の改善が不可欠だと思っています。

2021年の法改正によって、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられて、来年度、小学校では6学年全てで35人学級は実現をします。しかしそれでもなお教職員の長時間労働は続いているのが実情です。

そして引き続き中学校での引下げも必要だと思っています。神戸市内の中学校は36人以上の学級がまだまだ多くて、35人学級を国が実現をしてくれれば、教職員定数も大幅に増えるため、その効果は絶大だと思っています。

神戸市では、厳しい財政状況の中で、全国に先駆けて採用人数を大幅に増やしていただいて、人材確保に努めていただいております。しかし、やはり教育は国が責任を持って支えるべきものであって、自治体任せになったり、自治体間の教育格差が生じたりすることは大きな問題だとも思っています。

義務教育国庫負担制度は2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、今後も国の施策として、教職員の定数改善に向けた財源を保障して、全国のどこに住んでいても子供たちが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請だと思っています。

以上、このような観点から、政府予算編成において定数の改善、人材の確保、そのための予算確保につなげる6つの項目につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情させていただきます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○委員長（さとうまちこ） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案1件及び陳情2件並びに報告事項3件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○高田教育委員会事務局長 おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは議案1件、陳情2件、報告3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第21号議案、令和6年度神戸市一般会計補正予算、教育委員会関係分につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

なお、説明に当たりましては、以下100万円未満は省略させていただきます。

1歳入歳出予算一覧を御覧ください。

表の一番下にごございますように、歳入合計2億1,800万円、歳出合計2億8,700万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に2歳入予算説明でございませう。

第18款国庫支出金、第2項補助金では、高度な情報教育に取り組む市立高校の環境整備を行うため3,000万円、第25款市債、第1項市債では、給食センター整備の工事費等に関し、物価高騰の影響により1億8,800万円をそれぞれ増額しております。

次に3歳出予算説明でございませう。

第13款教育費、第12項体育保健費では、給食センター整備の工事費等に関し、物価高騰の影響により2億5,700万円、第13項学校建設費では、高度な情報教育に取り組む市立高校の環境整備を行うため、3,000万円をそれぞれ増額しております。

次に4債務負担行為でございませうが、大阪・関西万博等による交通需要の高まりにより、令和7年度の自然学校で利用するバスの確保が困難になることが見込まれることから、令和6年度中に入札事務等を実施するため、債務負担行為を設定するものでございませう。

続きまして、陳情第90号、神戸市立魚崎幼稚園の3歳児保育の早急な実施及び交通費の助成金の支給を求める陳情について御説明申し上げますので、陳情文書表を御覧ください。

陳情項目1. 神戸市立魚崎幼稚園として3年保育を早急に実施し、質の高い就学前教育を提供すること及び2. 神戸市立魚崎幼稚園に通いたい3歳から5歳児がひとしく教育を受けられる権利を早急に保障することにつきましては、現在、市立幼稚園では9園、東灘区では、御影幼稚園で3年保育を実施しております。

本市では、公私が連携・協調して幼児教育・保育ニーズに対応しており、3年保育のニーズにつきましても公・私立の教育・保育施設全体で対応しております。

本年9月4日に策定いたしました今後の幼児教育・保育における市立幼稚園についての方針では、きめ細かな支援を必要とする幼児等を区役所等と連携して支援し、幼児教育の期間全体を通して教育機会を確保するため、教育・保育提供区域内で未実施である灘区、北区本区及び垂水区において、令和7年度から新たに1園ずつ3年保育を実施することとしております。

魚崎幼稚園を取り巻く状況でございませうが、園児数は124名が在籍しておりました平成28年度以降減少し、今年度は39名の在籍となっております。

幼稚園の園児数は、少子化の進行や保育園へのニーズ移行により公・私立ともに大幅に減少しており、市内では私立幼稚園においても休園・閉園する園が生じております。

また、東灘区におきましても、幼稚園等を希望する幼児の3歳児定員及び在籍状況は公・私立を合わせて931人の定員に対して496人の在籍となっており、400人以上の空きが生じております。

子供の育ちや子育て支援の観点から、3年保育は意義があるものと考えておりますが、公・私立の幼稚園の園児数が大きく減少している状況を考慮し、慎重な対応が必要であると考えており、市立幼稚園12園を含む公・私立の教育・保育施設全体で各地域における3年保育のニーズに対応してまいりたいと考えております。

次に、陳情項目3. 神戸市立魚崎幼稚園に交通機関を利用して通園する家庭に交通費の助成金を支給することにつきましては、保育園・幼稚園・認定こども園にかかわらず、通園に要する費用は公・私立ともに保護者に御負担いただいております、交通費の助成金を支給することは考えてお

りません。

続きまして、陳情第92号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための2025年度政府予算に関する意見書提出を求める陳情につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は各項目について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出することを求めるものでございます。

項目1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること、また、さらなる学級編制基準の引下げ等、少人数学級について検討することにつきましては、国においては、小学校2年生から6年生までの学級編制基準を令和3年度から5年間で段階的に引き下げる方針が決定されており、本市では国の制度変更に合わせて学級編制を実施しております。

教育環境の一層の充実を図るため、学級編制基準のさらなる改善について国に対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に項目2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進することにつきましても、安定的な学校運営体制を確保できるよう引き続き国に対して、教科指導の専門性を有する教員等の配置・拡充及び栄養教諭や養護教諭についてさらなる定数改善を要望してまいりたいと考えております。

次に項目3. 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないことにつきましても、引き続き加配教員の増員も含めて、教職員定数の改善を国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に項目4. 教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めることにつきましても、年度途中の産・育休や病気休職等が増加傾向にあることや、全国的な教員不足の影響もある中で、引き続き、教員確保に全力で取り組む必要がございます。

国に対しては、勤務実態に即した給与制度の見直しなど処遇改善を行うこととともに、適切な財政措置を講じることや国が教職の魅力をより一層周知するための広報活動に取り組むことなど、安定的な教員確保に関する抜本的な対策について引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に項目5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずることにつきましては、全国的な教員不足が続く中、定年延長の影響を見極めながら、普通退職や産・育休、療養休の代替なども含めた状況を踏まえて、引き続き積極的な採用に取り組むとともに、国に対しては引き続き加配教員の増員も含めて、教職員定数の改善を要望してまいりたいと考えております。

次に項目6. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持することにつきましては、子供たちがどこに生まれ育ってもひとしく教育が受けられることは、憲法の保障するところであり、義務教育制度に対する国の責任を引き続き堅持し、財政面において地方に負担転嫁することのないように適切な財政措置を講じることが機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

続きまして、報告、令和5年度神戸市各会計予算繰越し報告について、教育委員会関係分を御説明申し上げますので、委員会資料の2ページを御覧ください。

1 令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

表の左から5列目、翌年度繰越額の最上段にございますように、総額で88億900万円を計上し

ており、主なものとして第13項学校建設費で83億2,400万円を工程調整のため繰り越しいたしております。

3ページを御覧ください。

2 令和5年度神戸市一般会計予算事故繰越繰越し計算書でございます。

第13項学校建設費で1億2,500万円を工程調整のため繰り越しいたしております。

続きまして、報告、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして御説明申し上げますので、7ページを御覧ください。

点検・評価の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて点検及び評価を行い、その結果を議会へ報告するものでございます。

I 教育委員会の活動状況といたしまして、2 教育委員会会議でございますが、令和5年度は教育委員会会議を21回開催し、議案75件について審議したほか、85件の協議・報告を実施いたしました。一覧にて主な議案及び協議事項をお示ししております。

8ページを御覧ください。

3では、市長と教育委員会の意見交換の場である神戸市総合教育会議の開催状況を、4ではその他活動状況として教育長・教育委員が学校園に出向き、保護者や学校運営協議会委員等の方々と懇談する神戸スクール・ミーティング等の実施について記載しております。

次に9ページを御覧ください。

II 組織風土改革に関する取組といたしまして、1 「神戸市教育委員会改革方針2021」及び「実施プログラム2021」の策定でございますが、令和3年4月に神戸市教育委員会改革方針2021及び実施プログラム2021を策定し、組織風土改革に取り組んでおります。

2 令和5年度の主な取組といたしまして、(1)学校園への支援の充実及びガバナンスの強化について、(2)コンプライアンスの徹底及び開かれた学校づくりの推進について、(3)学校園の組織力の強化及び教職員の資質向上について、10ページに移りまして、(4)ハラスメント防止対策の強化について、(5)いじめ防止対策等の推進についてそれぞれ記載いたしております。

次に、11ページを御覧ください。

III 第3期神戸市教育振興基本計画の進捗状況でございますが、第3期神戸市教育振興基本計画では、計画の進捗を測る尺度の1つとして成果指標を定めており、最終年度となる令和5年度については28の指標について評価を行いました。

12ページから17ページにかけて指標ごとに令和5年度の実績値と令和5年度末の目標を記載し、おおむね想定どおり進捗と評価できるものについては丸、課題が見えるものについては三角として記載するとともに、進捗状況を踏まえた課題認識及び今後の取組を記載しております。

18ページを御覧ください。

学識経験を有する者の知見の活用として、教育の諸課題に関し、助言をいただくために就任いただいている教育監理役からの評価・意見を19ページにかけて記載しております。

以上が点検・評価の概要でございますが、これらの評価や意見等につきましては、第4期神戸市教育振興基本計画の着実な推進につなげるなど、これからの教育行政に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について、教育委員会関係分につきまして御説明申し上げますので20ページを御覧ください。

2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約につきまして御報告申し上げます。

令和6年4月1日から令和6年7月31日までの期間における該当契約は須磨翔風高等学校他学校空調設備改修工事発注等業務、中央小学校大規模改修工事、西代中学校大規模改修工事、魚崎小学校大規模改修工事の4件でございます。

以上、議案1件、陳情2件、報告3件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより、順次質疑を行います。

それでは、予算第21号議案のうち、教育委員会関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、陳情第90号について、御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 魚崎幼稚園の問題でお聞きをしたいんですけども、今回の陳情でも出てますが、未就園の3歳児対象の子育てひろばのことが書かれていますけど、魚崎幼稚園に対する、3歳児保育に対するニーズというのは非常に高いと思ってるんですけども、教育委員会はその点はどのように考えていらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 魚崎幼稚園で未就園児の御家庭に対しましては、今、未就園であっても親子で参加いただける行事ということで、みんなの幼稚園を月に2～3回程度実施しているわけでございますけれども、現在3歳児として8名の方に登録をいただいております、ほぼ毎回御参加いただいておりますということで、一定ニーズはあるものと認識してございます。

○委員（西 ただす） 今、8名の方が登録されてるというふうなことだったんですけども、今回の陳情を通して、この点、少しいろいろと見させてもらいましたけれども、3歳児の児童は週のうち——集まる場がすごくいろいろありまして、1回は1時間程度のものでございますけれども、今言われましたように、乳児から3歳児まで通っている子育てひろばということで、みんなの幼稚園で、これがまず1日あります。3歳児対象のみかん組というので、これでまた1日ある。新たに保護者の皆さんが準備したサークルというのが1日ということですね。

お聞きしたら、保護者サークルというのは、市のすこやかクラブと別日にするというのも、やっぱり調整もしているということで、それを含むと週でいうと3歳児の児童というのは実に最大でいうと4日間通っていると。そして4歳での入園をするのをまた待ってるっていうような状況なんですね。

今、言われたように登録もして毎年多いときやったら15人ぐらいいるんやっていうふうにも言われましたけれども、やっぱりこのことは魚崎幼稚園において3歳児から保育は十分にニーズがあるっていうことを示してると思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほども申し上げましたように、魚崎幼稚園において一定のニーズはあると認識してございます。

○委員（西 ただす） そのニーズがあるというふうに認識をされているわけですが、それを実施はされないというのはなぜですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 これは冒頭、事務局長からの説明でも申し上げましたように、3歳児の受入れでございますけれども、これまでも何度も説明申し上げますように、公立・私立の教育・保育施設全体で神戸市のほうでは対応しておるところでございます。

これも説明させていただきましたように、今、幼稚園の園児数、公立・私立ともに減少が続いておる状況でございます、この東灘区で見ましても、3歳児でございますが、周辺の園でかな

り余裕がある状況でございます。

そういったこともございますので、私どもとしましてはこれまでの方針と同じでございますが、全体で対応していきたいということでございます。

○委員（西 ただす） 今しゃべってるのは一般論の話ではなくて、実際に8名の方、登録されてるってことですけれども、過去——4年前ぐらいからかな、登録があるっていうふうにちょっとお聞きしたんですけど、そういった方々の多くがそのまま3歳児でプレ的な経験して、そのまま魚崎の幼稚園に入っていくというふうに聞いているんですけど、それはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 それは議員おっしゃるとおりと認識してございます。

○委員（西 ただす） だからニーズがあるのを分かっているながら一般的な話で——悪いんですけどごまかしたように聞こえるんですね。

実際にそこに入りたい、そしてその教育を受けたいという思いがある保護者に対応していないというのがやっぱり問題だと思うんですけど、そこはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 確かに3歳児で1年待っていただいて、その後、魚崎幼稚園に入園いただいていると、こういう方、本当に魚崎幼稚園での教育を希望されて入園いただいているということで非常にありがたいと思うんですけども、これも冒頭説明申し上げましたように、今、少子化の進行、それから保育園へのニーズ移行ということで公・私立ともに大幅にこの幼稚園の園児数が減少してございます。

市内におきまして、これは東灘ではございませんけれども、私立幼稚園で休園・閉園する園も生じておる状況でございます。

このような中で、魚崎幼稚園で仮に3歳児保育を新たに始めるということになりますと、もちろん1年間待っていただいて入られる方の受入れということにはなるんですけども、やはり一定、ほかの、従来でしたら私立を選ばれる方も一定魚崎に入園される可能性もあるということになってまいります。

これも何度も申し上げておりますように、私ども私立の幼稚園と園児の獲得競争、これをするには適切ではないと考えてございますので、今後も公・私立の幼稚園全体で対応していきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 今、その奪い合いの話ししてるわけじゃないんですね。一般的な話と混ぜこぜにされてますけど、もう認められてるわけじゃないですか。保育園に行くのではなくて、この幼稚園に行きたいというふうに、今で言えば8名、その方は恐らくこのまま4歳児で入っていくっていうふうなことは分かっているわけですね。

今されてるのはそういうことが分かっている——その中で今3歳児に対して必死に今できる限りの教育をとということで頑張ってるということに伝えていかなきゃいけないというふうに思うんですね。

これはもうホームページにも出てますけど、少しだけ御紹介しますけど、神戸市立魚崎幼稚園未就園児のお友達遊びにおいでっていうことで見ますと、みかん組でいうと火曜日にやっていますと、9月3日にはタオルで遊ぼう、9月4日、みんなの幼稚園、水曜日、オープンスクール、9月6日うちおちゃんクラブ、金曜日、とべとべとんぼ作りというのが、これが1週間の流れですけど、それをずっとこの4週の間ずっと行っているわけですね。こういった努力をして、ああやっぱりこの幼稚園やって思っている人に対して応えないっていうのはなぜなのか。

一生懸命やられますよ。でも、1日やっぱり1時間っていうのを、本当だったらこの教育を受



けたって思ってる方は、3歳からやったら受けられるわけですよ。なぜこの思いに応えないのか、お願いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 これも繰り返になってしまいますけれども、1年間待たれる方だけ受け入れるということであれば、競争にはならないわけですが、やはりこの園児の受入れに当たってそういった区別はできませんので、先ほども申し上げましたように、確かに今こういったみかん組ですとか、みんなの幼稚園、それからうおちゃんクラブ、こういったところに御参加いただいている方、非常にありがたいことですし、その方にとっては本当に心苦しい面は確かにあるんですけれども、私ども先ほども申し上げましたように、3年保育につきましては公私全体で対応していきたいと考えてございますので、御理解願います。

○委員（西 ただす） 結局、ちょっと端的に答えていただきたいんですけど、今回、陳情者が言われてます神戸で質の高い就学前教育を受ける権利を保障するべきだということを言われてるわけです。いろんな、幼稚園以外にも保育園もあります。しかし、この魚崎でやっているこの教育そのものが質の高い教育だと思うんです。それ自身は誇れるものだと思うんですけど、教育委員会としてもそう思っているんじゃないですか、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 魚崎に限らずですけども、公立幼稚園で取り組んでおります質の高い幼稚園教育につきましては誇れるものと考えてございます。

○委員（西 ただす） であれば、やっぱりもう実態としてもここに通いたい、質が高いからいうて来るっていう人をそれを入れてもらったら困るんだっていうような考え方っていうのは改めていただきたいというふうに思います。そのことが神戸市全体の教育の水準を結局下げることもなるんじゃないですか。やっぱりここは見直していただきたいと思うんです。

次に、交通費の助成についてもお聞きしたいんですけども、先ほどの考え方で言うと、教育委員会の考えでは、近くにあった公立幼稚園が閉園しても近くの私立の幼稚園へ通えばいいと思っっているようなんです。それはやっぱり公立に対するニーズを無視した話だと思うんですね。

東灘区においては住吉幼稚園、遊喜幼稚園という住吉にあった2園が当時ほぼ同時に閉園しました。休園前だったと思うんですけども、私は住吉幼稚園に行って、何でこんな環境のええ幼稚園が閉園しなきゃいけないんだというふうに感じました。こうして身近な環境をなくしたわけです。それをなくしたのは神戸市なわけですから、公立の幼稚園——ここでは魚崎幼稚園ですけど、通いたいという保護者の思い、実際にその地域から魚崎幼稚園に通ってる方いらっしゃるわけですよ。その思いに応えて交通費の助成というのを考えてもしかるべきだと思うんですが、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 これも繰り返になってしまいますが、通園に関する費用ということで申し上げますと、幼稚園に限らず、保育園、認定こども園、そういったところ、通園に要する費用につきましては、基本的に公立・私立にかかわらず、保護者に御負担いただいているものでございます。

ですので、そういった住吉の地域ですとか、遊喜幼稚園のあった地域から一定魚崎に通っておられる方もおられると思いますけれども、交通費の助成について支給することにつきましては私どものほうは考えてございません。

○委員（西 ただす） 本当にほかのところに行けばいいっていう発想だと思うんです。そうではないんだっていうことは繰り返しこの9年、10年の間議論されてきて、そして今でも今回の魚崎幼稚園に見られるように、公立に通わせたいという思いで皆さん言われてるわけなんです。

ちょっと確認しておきたいんですけども、公立のニーズということを考えてなんですが、2園の閉園を発表したときに住吉幼稚園・遊喜幼稚園は、それぞれ児童数はどれくらいいましたか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 ちょっと申し訳ございません、今ちょっと手元にございませぬ。

○委員（西 ただす） 住吉だけちょっと聞けたんですけど、遊喜はちょっと分からなかったんですけど、当時保護者として通わせていた方に聞きました。4歳児・5歳児合わせて40人くらいいたって言うんですよね。

改めてなぜこんなところを閉園したんだっていうふうに思うんですけど、ということは継続的なニーズというのは非常にあると思うんです。公立だったら教育の質が高い、そう思っただけでいいという人は絶対今でも——住吉だけじゃないですけど、いると思うんです。

そういったところに対して、それどう思われますか。ニーズは高いと思いますが、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 当時の住吉幼稚園の園児数、40人程度おられたということでございますが、たしか住吉幼稚園が閉園となったのが平成30年度末であったと思いますけれども、そのときから比べましても、これは東灘区であっても、市立幼稚園、それから民間の幼稚園、相当園児数が減ってございます。そういったことを考えますと、当時の判断も一定あり得たのかなと思っております。

○委員（西 ただす） 9年前の判断は誤ってなかったというふうに言われるんですけども、それは逆に言えば、神戸市自身が子育てしやすいまちということで感じられないということがあるんじゃないですか。

本来であれば、こうやってニーズが高かった。やっぱり1つは公立、教育の分野での期待というのは東灘区って非常に高いです。ほかの区もそうだと思いますけど、そこに応えられていないということも、やっぱり子育てしやすいまちという点からも大きなマイナスになってきている、そういうふうには思わないんでしょうか、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この公立幼稚園の質の高いサービスを評価いただくことを非常にありがたく思っております。

ただ、私ども幼稚園児の受入れにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、公・私立の教育・保育施設全体で対応しておるわけでございます。3歳児に限らずですけども、これも従前から申し上げておりますように子供たち1人1人に質の高い幼児教育・保育を提供していく、それは公立幼稚園だけではなくて、公私幼保連携しまして取り組んでいくこと、そのために公立幼稚園がこれまで培ってきたノウハウを生かしまして拠点としての役割を果たしていく必要があると認識しております。

そういったことで、これまでも施設類型を超えた研修ですとか、実践研修に取り組んでいるところでございますので、公・私立ともに質を上げて、子育てしやすいまち神戸を推進していきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 連携を否定しているわけではありません。

そして、やっぱり公立・私立、それぞれのよさはあると思うんです。それが、神戸市全体のよさになるんじゃないでしょうか。

保護者の方とちょっとお話ししてましたら、今高校生の通学定期の全額補助というのをやりますよねと。理由を見ていたら、子育て環境とか経済的負担をなくしていくということ——別に

だから魚崎に限らなくていいんですけど、やっぱりそういうことも含めて、子供たちに対して高校生だけじゃなくてやっていってくれたらいいじゃないかと、それが神戸市の子育ての魅力にもつながるっていう意見がありました。それはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 高校生の通学定期代の補助につきましては、私ども教育委員会が所管してございませんので答弁しかねるわけですが、そういった施策全体の組合せによりまして子育てしやすいまち神戸を推進していくものと考えてございまして、教育委員会としても役割を果たしていきたいと思っております。

○委員（西 ただす） 本当に切れ目のない子育てということを考え、やっぱり魅力のある神戸ということを考えて、どう見ても公立幼稚園というのはすごく大事、そしてそれを守るために、それこそ保護者がボランティアをしながら、3歳児の子供たちを受け入れている、そういう努力に対してやっぱり報いるべきだというふうに思います。

やはり3歳児からの魚崎幼稚園での実施、そして交通費、魚崎に限りませんが、そういったこともしながら、本当に子育てしやすい神戸にしてもらわなきゃ困ると思います。以上で終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） すいません、あんまり重複しないようにしたいとは思いますが質問させていただきます。

先ほど部長のほうから魚崎が3年保育になったら、私立に通うであろう人が魚崎のほうに来るでしょうっていうふうに言ったんですけど、それはなぜ園児や保護者は魚崎を選ぶと思われませんか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 一定、公立のニーズもあると思いますし、地域的に近い園であるとか、そういった総合的な観点から選ばれるものという認識してございます。

○委員（前田あきら） それはやっぱり公立にニーズがあって、今、神戸市が考えている公私幼保連携といっても、そちらには通わないというふうに保護者が選択する事情があると思うんです。

ですので、そこが実際解消されないと、公立幼稚園だけ入り口を閉めるっていうことをすれば、先ほど西議員から具体的な話がありましたように、8名の児童のように、どこも行き場所がなくなって、何とか魚崎の幼稚園やその保護者の努力によって子供の居場所の受皿が確保されているというのが実態ですよ。

この方針であるように、初めに冒頭、高田事務局長言うたけど、区役所が何か調整なんかしてないんですよ、現実には。保護者の努力で、何とか居場所が確保されてるとというのが実態だと思うんです。

今回方針に、先ほど公私幼保連携で、私立の質を上げなかんっていうふうになってるんですけど、それが実現されてないから公立が選ばれてるっていう実態があるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほども申し上げましたように、公立幼稚園の質の高い幼児教育を全体に広げていきたいということでこれまでも努力をしておるところでございます。今後もその努力につきましては、引き続き継続してやっていく必要があると思っております。

それから先ほどおっしゃいました保護者の選択に応えられてないのではないかとということなんですけれども、確かに魚崎幼稚園で3年保育をやりますと、望んでおられた方は入ってこられるということになるかもしれません。ただ、そうなりますと、やっぱり一定私立の幼稚園の――本

来といいますか、私立幼稚園を選択されたであろう方、一部、魚崎のほうに流れてくるわけがございます。そうなりますと冒頭申し上げましたように、今、私立幼稚園のほうもかなり厳しい状況でございます。これはもう東灘区であってもそうです。

この状況続きますと、私立幼稚園であってももう急な閉園ということも十分危惧される状況になってきております。そうなった場合に、結果として保護者の選択を狭めてしまうということで、私ども非常に恐れておるところでございます。もちろんどうしても魚崎幼稚園に通いたい方が一定おられて、そういう方に今、1年間我慢していただいた上で入っていただいているのを本当に心苦しくは思うんですけども、私どもとしましては全体を見て施策を進めていく必要があると考えてございます。

- 委員（前田あきら） いや、だからそこがずっと遅れてるからだと思うんです。私立の幼稚園が大変なもの分かるんです。私、去年もこの委員会ですと言ったけど、いつも公立幼稚園の閉園をするときに、私立の園の大変さも含めて私立に対する支援がずっとされてないから、公立ばかりという議論が先行してるんじゃないですかと、これはそれこそ震災前の議論からずっとやられてますよねと、僕、例も何回も出したんですけど、そこは進んでないと。

教育委員会が単体で私立の幼稚園の統廃合の議論だけするんじゃなくて、当然、幼稚園になるので子ども家庭局や兵庫県の対応も必要になってくるかと思うんですが、それを抜きにして、神戸市の公立だけを閉めてしまう議論をすると、やっぱり西議員が指摘したように、結果として、神戸市の幼児教育が後退することにつながると。

実際8名の方は、どの園も選択できなくなってるというのがやっぱり実態だと思うんですね。これが本来、部長がおっしゃるように、公私連携ができて、私立が財政的にも豊かで安心して受け入れる材料があって、困難を抱える児童や保護者も受け入れる体制をちゃんと確保できていれば、こんな議論にならないはずなんですよ。

預けられない、私立のほうも受けられないっていう実態があるから、結局として、保護者の方が、児童が置いておかれるっていう現実があると、そこを無視して、取りあえず需給バランスだっということで、公立だけ閉めてしまうっていうのは、やっぱりマイナスにつながるというふうに思うので、これは神戸市、今回方針固めましたけど、ぜひここはちゃんと連携して、私、幼稚園の検討会の議論も議事録も見させていただいたけど、やっぱり私立の園も支援してくれてって、もう悲痛な叫びを上げてるじゃないですか。それをずっと無視し続けて、それでもどうしようもないから公立も狭めるんだって、もうマイナスしかないというふうに思いますので、そこは連携してやっていただくと。

そうすることで、私立も公立もよさを生かした本当に神戸の幼児教育になるというふうに思うので、そこは何か抜きにして、もう魚崎を3年にしたら、私立が潰れるんだみたいな議論を持ってこられると、いや、それはもう私立に対する支援は神戸市として放棄してるんかっていう発言にしか取られないと思うんで、そこはどう考えていらっしゃるんですか。ちょっと教育委員会だけで答えるのは難しいかと思いますが。

- 高田教育委員会事務局長 先ほど来、神戸市立幼稚園で行っております幼児教育について、高く御評価をいただいておりますことはありがたく思っております。

一方で、私立の幼稚園もそれぞれ建学の精神にのっとって特色ある幼児教育を展開していらっしゃいます。

そういう中で、公立の保育がいいということで公立幼稚園を選ばれる方、私立のいろんな活動

がいいということで私立を選ばれる方、保護者の方、様々御選択をされるわけでございますけれども、東灘区については、以前からもう世の中全体が少子・高齢化をしている中でも東灘は多子・高齢化だと、子供の数が非常に多いというような時代が続いておりましたけれども——ですから今10歳ぐらいから上の世代、10年前ぐらいまでに生まれたお子さんというのは東灘区で2,000人ぐらい、1つの年齢当たり2,000人ぐらい、1,900人～2,000人という水準であったものが、もう今年、去年の状況を見ますと、0歳児や1歳児はもう1,300人、1,400人というような状況になって、もう子供の数自体が東灘区につきましても少子化が進んでいる、そして、幼稚園の教育よりもより長い時間の保育を求めるニーズ、これも増えてきておりまして、もう東灘区全体で公・私立合わせて幼稚園に通うお子さん、幼児教育に対するニーズが非常に下がっているという中で、ここで公立幼稚園に新たな公費を追加投入をしてサービスを向上させて、言わば私立幼稚園と園児の獲得の競争をするということについては適切でないというふうに考えております。

委員から御指摘がありましたように私立の幼稚園に対する支援、これは非常に重要なところでございます。こども家庭局におきましても市独自の様々な支援を行っておりますし、また、幼稚園は基本的には県知事の所管ということになりますので、県に対しましてもこども家庭局と連携をいたしまして、さらなる支援の拡充を要望してまいりたいと考えておりますし、今後とも公私幼保それぞれが切磋琢磨し、連携して、次代を担う幼児を育ていけるように、市長部局とも力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

○委員（前田あきら） ぜひ取り組んでいただきたいんですけど、本来は子供の数が減少したんだから、今の体制を維持すれば、これまで以上の質の高いことが提供できるんですよ、本来はね。

それをこちら側も引いてしまう——次やります学校の問題も一緒ですよ、統廃合して、結局、教員の数減らしちゃうから、結局、詰め込みが残る、教員が大変になるという現状続いとるわけでしょ。

ですから、やっぱり少子化なんだったら、それに合わせて質の高いことができるはずなのに、少子化になってるから、さらに質を悪化せざるを得ないなんていうことを言ったらもうどこまでたっても人口減るような議論にしかならないわけでしょ。

ずっと少子化のまま神戸市を置いてくんですかっていうことになるので、やっぱりそこはそういった対応というのを真剣に考えていただきたいというふうに思います。

すいません、あと1点だけ、交通費の話なんですけど、これから園区を拡大して、行政区単位に3年保育とか寄せてくるという話になってくると、かなり通園距離が広がると思うんですけど、西区や北区のほうの統廃合をしようと考えていらっしゃる園からは何か支援員を配置するということがされてるんですけど、ほかの園、先ほどのいわゆる通学支援、支援員もそうなんですけど、そういうことは全く考えていらっしゃるんでしょうか、今回の園区拡大に合わせて。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 議員おっしゃっていただきましたように、西区・北区につきましては、このたびの方針でも書かせていただいておりますけれども、閉園対象園から別の市立の幼稚園に通う場合には支援員と一緒に送迎すると、もちろんその交通費、支援員の分の交通費がかかりますけれども、それは公費で負担するというところでさせていただいております。

今のところこの西区・北区ということで限って考えてございますが、将来的にさらに再編という話になりましたら、これはまた状況を見ながらということになりますけれども、こういった支援員の対応についても、その時点でまた改めて考えさせていただきますということで今のところは思っております。

○委員（前田あきら） どれだけ遠いところへ通わすつもりか分かりませんが、むちゃですよ、それは。

実際、支援員の問題も保護者からごっつい不安が出てるでしょう。どんな方が選ばれるんですかと。手を挙げた人は本当に教育に関わる適切な人材なのかっていうのは誰が判断するんですかと問題出てるじゃないですか。いわゆるDBSの問題もありますけど、本当にその人がふさわしいかっていうのはどんな判断するかっていう基準もよく分からないし、通学してる間に何が起こるかかっていうのは誰が判断するんか、保険はどうするんかっていう問題についてあんまり説明会では答えられてないのが実態だと思うんですよね。

その中でスクールバスは難しいんだという御回答しか出てなくて——一応バスはもうちょっと検討していただくっていうような、押部の幼稚園のときには回答もされてると思うんですけど、やっぱりこれだけ距離が広がってきて、それこそ私立はバスも出してる状況もあるんだから、スクールバスとか、それに対する公費の助成を求めるといいうのはもう当然の流れになってきているんじゃないかなっていうふうに思うので、これはもうこれ以上聞きませんので、ぜひスクールバスの検討ですとか、交通費の負担の軽減については、教育委員会がやるのか、同じようにこれはもう教育委員会が出せないからこども家庭局に考えてもらうんか知りませんが、それはもう全市一体で考えるというんでしたらぜひ考えていただきたいと要望して終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、陳情第92号について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） 陳情者が先ほど言われていた中で、休職者の代替が措置をされていない、大変残念だという趣旨の御発言が先ほどあったかと思うんですけれども、この点に関して質問します。

そもそもこの代替の措置として、欠員補充の際は、臨時的任用教員で本市は今まで確保を従来——今もされてると思いますけれども、してくる中で、全国的に臨時的教員自体が不足している状況が生じていると思います。

全国的に教員の大量退職に伴って自治体が採用数を増やしていることから、今までの臨時的任用教員の方が正規の教員として採用されていることが背景にあると思うんですけれども、したがって、正規の教員そのものの採用を増やしていくことが大事であるという趣旨でこれまで様々な機会を求めてきて、その結果、ここ数年、神戸市は正規の教員の採用を大幅に増やしていただいていることは評価をいたしますし、欠員の減少にも効果が及んできているのかなと思うんですけれども、そのあたり、まず今の現状をお聞かせいただきたいと思うんですけれども、欠員の数、今小・中で何人いますかね。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 御指摘いただきました欠員状況でございます。9月1日時点で、小学校で5名、中学校で4名、特別支援学校で4名、計13名欠員でございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

減少傾向のような印象で、2桁ぐらい数年前はあったような印象なんですけれども、正規教員を増やした効果というか、増やしてきている結果、欠員数も減少してきている印象で、今の御答弁伺ったんですけれども、そういう理解でよろしいですかね。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 正規教員を計画的に増やすということで、この2年、3年ほどやってきております。実は明日、また合格発表がございます。そこでも積極的に採ろうという

ことでやっておりますが、正規教員を計画的に増やしていくことと併せまして、臨時講師の早期獲得を昨年度の途中からずっと積極的にやっております、今出ております産・育休の代替でありますとか、療養休の代替、あるいは何かあったときに機動的に動かせる先読みの教員の配置なども年度当初に例年よりも多くさせていただいた結果、今のような欠員の状況です。

ただ、これで全くいいわけではありませので、実際、欠員が生じている学校の皆さんには大変な御負担をおかけしておりますので、何とか年間通じて様々な採用のほうをさせていただこうと思っております。

- 委員（堂下豊史） 臨時的任用教員の確保に先手先手を打ちながら努められていることも合わせて評価をさせていただきたいと思えます。

数字があれば教えていただきたいんですが、以前この課題について、いろいろ当局とやり取りしている中で、当時——ちょっと今、何年前かは失念したんですけども、当時、臨時的任用教員の割合が10.2%という数字を教育委員会からいただいたんですけども、全国平均の1.5倍ぐらいの当時数字だったかと思うんですけども、こういう現状があったので、正規教員の採用を増やして欲しいという趣旨でずっとやり取りをしてきたんですけども、このあたりの数字、今お持ちであれば教えていただければありがたいですが。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 令和4年度より積極的な採用を行いました結果、今年度正規教員の割合は92.4%でございます。したがって、非正規は7.6%となります。

- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。

ようやくというか、当時、全国平均は7.3%でしたので、全国平均並みになったということで、このあたりも本当にここ数年、正規教員を増やしていただいている結果だと思えますので、大いに評価をさせていただきながら、引き続き正規教員の採用には積極的に取組をしていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、先ほどの陳述人の御意見の中で、誰かが休んでからでは遅いんだという御意見もあって、印象的に聞かせていただいたんですけども、そこで公立学校における労働安全衛生管理体制、このあたりについても確認をさせていただきたいんですけども、令和4年度の病気の休職者数、当時、教育委員会と本会議でも取り上げさせていただきましたので、議場でも発言させていただきましたけれども139名——令和4年度、求職者数が。これは神戸市として過去最高だったというふうに理解をしております。

あわせて、精神疾患を理由とした1か月以上の休職者数もこの139名中100名を超えていると。これは休職者全体の7割程度を占めており、政令市でワーストワンだというような現状が神戸市ございました、令和4年度当時。

そこで、様々な対策を強化すべきだというふうに求めたいきさつがあるんですが、今現状いかがですかね。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 速報値にはなりますが、令和5年度につきましても105名でございます。精神疾患による休職者です。

- 委員（堂下豊史） 105名ということは、令和4年度から比較して5名増えているわけですけども、病気休職者は何名ですかね。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 昨年度、令和4年度の数値のほうを100名以上というふうに今言っていたんですが、実際は105名でございましたので同数ということでございます。

全体の病気休職者に関しましては、これはちょっと速報値のほう、今手元にございませんが、

令和4年度に関しましては139名でございます。

- 委員（堂下豊史） 決算というか、令和4年度の数字をおっしゃっていただいたかと。いずれにしても大幅な改善にはつながっていない印象を受けてます。したがって、さらなる労働安全衛生体制の強化が必要だというふうに強く感じているところです。

その上で、1つは産業医なんですけれども、市長部局が約1万人の職員を有する中で、医師3名、保健師6名など、労働安全衛生体制が教育委員会と比べて手厚いというふうに私自身感じていますし、認識をしているんですけれども、一方で教育委員会ですけれども、教職員数が約8,000人いてる本市の教育委員会ですけれども、委託による産業医が1名選任されているのみで、学校巡回も十分ではないのではないのかなというふうに思ってます、そういう質疑も以前させていただいたことがあるんですけれども、そういう観点から今の産業医の体制は——当時は委託による1名のみやったんですが、今現状いかがですか。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 本市につきましては産業医につきましては、1名のままでございます。ただ、今年度より派遣ではございますが保健師を1名常勤で教育委員会事務局のほうに常駐させております。実際は、ちょっと該当の者が事情で交代することがございましたが、また8月からは新たな保健師が入っております。

特に1学期あたりは特別支援学校のほうに出張相談会のほうに行かせていただいたりとか、あるいはメールでのやり取りとかなどで先生方の心と体の相談のほうに乗らせていただいております。

- 委員（堂下豊史） 当時、長田教育長もこの質疑の中で早急に産業医を雇用すべく募集を行っているものの、なかなか適任者が見つからない状況という御答弁があったんですけれども、じゃあその状況は今も変わらないってということなんですね。

- 高田教育委員会事務局長 御指摘のとおり、教育委員会におきます産業保健体制、非常に脆弱であるという意識をしております、産業医の募集、これ今も行っておりますし、実は私もちょっとつてをたどって何とか御紹介いただけませんかというようなリクルート活動と言ったら変ですけども、そんなことにも取り組んだんですが、なかなか来ていただける方が見つからないというのが現状でございます、これにつきましては、現状でいいとは毛頭考えておりませんので引き続き体制の充実に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。

- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。

改めて今、脆弱だという御認識も示されましたので、先ほどの陳述人の御意見ですね、誰かが休んでからではやはり遅いと思います。

最初に聞かせていただいた、いわゆる正規教員の採用についても努力をしていただいた結果、政令市並みに近づいてきましたし、こちらについても労働安全衛生体制についても政令市ワースト1位、精神疾患が病気休職者に占める割合がワースト1位というこの状況、まさに脆弱なんですね、体制が脆弱であるということに起因しているかと思っておりますので、やはり一層の体制の強化を努めていただきたいと思いますと思うんですね。

そんな中でも、いろいろな御努力をここ数年続けていただいている認識もあります。例えば、いわゆるストレスの対処法を取得できるプログラムですか、これを文科省の調査研究事業として、昨年度実施していただいたと思うんですけれども、このあたりの効果検証、あるいは調査研究という名目でされたようなんですけれども、今後、モデル校的にもっと広げていく予定があるのか、このあたりもこの際、伺いたいんですが。



○高田教育委員会事務局長 昨年度、文部科学省に採択をいただきまして、メンタルヘルス対策に関する取組を実施をし、ありがたいことに今年度、令和6年度も引き続き採択を受けることができましたので、各校種、それぞれ、様々課題が学校種によってもまた違いますので、こういった校種にどういう対策が有効なのか、そういうことをこの調査研究事業で明らかにし、今後さらなる取組の強化につなげていきたいというふうに考えております。

○委員（堂下豊史） そのあたりも引き続きお願いします。

地方公務員安全推進協会というところが昨年2月に出されてまして、これは教育委員会にも共有させていただいているんですけども、大分県の教育委員会であったり、川崎市の教育委員会、政令市では川崎あたりが大きく取り上げられてましたけれども、やはり体制という意味で相談窓口を設けるとか、きめ細かく教員の声を拾い上げていくといった趣旨の取組が、成果を上げている教育委員会の取組が5つの事例が紹介されてたんですね。このあたりも教育委員会も御研究されてると思うんですけど、いわゆる産業医の採用以外に——今の文科省のモデル事業もぜひ進めさせていただきたいんですけど、さらに今後、体制面で何か今考えられていることはございますか。

○高田教育委員会事務局長 委員御指摘のように、先進都市で様々有効な取組をされてるということをお教授いただきました。

私どもも今委員おっしゃいました川崎市等にも職員が赴きまして、実際の取組状況等を調査をして帰ってきております。

そういった他都市の取組も参考にさせていただいて、より有効な対策を取るとともに体制の強化につきましては、御指摘をいただきました産業医ももちろんでございますけれども、そのほかの保健師、今年から1名入ったというふうに部長のほうから御答弁申し上げましたけれども、これも1名で十分ではないというふうに思っておりますので、このあたりの人員体制の強化につきましては、市長部局ともよくお話を——先日の総合教育会議でもそのような議論もあって、市長のほうからも非常に積極的な発言もいただいておりますので、市長部局とよく協議をして体制の強化、これをぜひとも行っていきたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 川崎にもわざわざ出向いていただいたということでありありがとうございます。川崎の事例で私印象的なのは、いわゆる50人以上の教職員がいる事業所——学校には事業所って書かれています、事業所には月に一度のいわゆる労働安全衛生委員会の開催が義務づけられているんですね、しっかり書かれていますので。そもそもこれは教育委員会としてしっかりできてますよね、確認ですけども。

○濱田教育委員会事務局総務部部长 今回のこの御答弁の前に1点だけ訂正させていただきたいんですけども、先ほど産業医1名委嘱していると申し上げましたが、すいません、私の勘違いで産業医の資格を有する有識者にメンタルヘルス対策アドバイザーとして委嘱を1名しております。

申し訳ございません、先ほどの発言は間違いです。委託で1名いるということでございます。

実際に法令上、少なくとも二月に1回は巡視することになっているんですけども、残念ながら今は年に1回の巡視となっているのが現状でございます。

この法令に定められている頻度で巡視を行うことができている現状につきましては、課題であると受け止めておりまして、今後の産業保健体制の強化と併せて職場巡視につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 確認ですけども、法令の確認なんですけれども、今体制が十分でない、実施状況が十分でないという御答弁だったんですけども、そもそも月に一度の安全衛生委員会の

開催を義務づけているようなんですね、50人以上は。これがそもそも二月に1回しかできてないという趣旨の御答弁やったんですか。

○濱田教育委員会事務局総務部部长 職場巡視についての答弁でございました。

○委員（堂下豊史） いや、巡視じゃなくて安全衛生委員会——そもそも教えていただきたいんですけど、委員会というのは、そもそもそういう職場内、学校内での労働安全衛生対策に対して協議をする場かなと、そういう印象で僕これ見てるんですけども、いわゆる委員会という名の下で開催を義務づけられているんですね、月に一度は、50人以上の学校は。これがそもそも、今の2か月に一度っていうのは何なんですかね、月に1回できてるんですか。

○高田教育委員会事務局長 委員御指摘の安全衛生委員会、これにつきましては各50人以上の事業場において月に1回開催をしなければならないという、労働安全衛生法の組織でございますけれども、各学校、対象となる学校にはこの委員会を設置をして活動しておりますが、実際の開催件数が月に1回ということになっておるのか、年間何回やってるのかというのがちょっと今手元に確認をできる資料がないようでございますので、ちょっとそこのお答えは今いたしかねるところは申し訳なく思っております。

ちょっとそれとは別に、ちょっと産業医の巡視のことで部長のほう、御答弁をいたしましたけれども、それは労働安全衛生委員会とは別でございますので、委員会についてはきっちりと開催をするように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員（堂下豊史） 委員会については、一度実態を——すいません、ここは事前に申し上げなかったのが今すぐには出てこないと思うんですけども、一度実態があるのであれば教えていただきたいし、なければしっかりと、各50人以上の学校にはしっかりと実態を確認していただきたいと思えます。

それと、巡視ですか、巡視は2か月に1回行われなければいけないのが年に1回ぐらいいっていうことなんですね。だから、ここも不十分だと思いますので、ここも改めて体制という意味で、本来やらなければいけないことが十分できてないのであれば、あるいはしているのであっても形骸化しているのではないかという視点で、もう1度このあたりの安全衛生委員会と、それと学校巡視については、そのあたりもう1度、そうした目線で確認をすべきではないかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 委員御指摘のとおりだと思いますので、しっかりと必要な労働安全衛生の取組がなされるように、またその回数はもちろんでございますけれども、内容的にも形骸化するといったことがないように、実効性のある取組を行っていくように努めてまいりたいと考えます。

○委員（堂下豊史） 川崎へ行かれたので、併せて要望しておきますけれども、川崎では50人未満の学校にも——これは本来法令で義務づけられてないようなんですけれども、職場安全衛生検討会を年に1回、2回実施するというので、いわゆる重層的な取組をされていますので、このあたりについても、行かれたので重々御存じだと思うんですが、よろしく御検討のほど、まずは法令で義務づけられてるものが十分できるかできているかどうかの確認と併せて御検討いただければなと思えます。

最後にこのあたり福本教育長の御見解も伺えればなと思うんですが。

○福本教育長 私も現場におりまして、今先生から指摘していただいたような、恥ずかしいような話ですけども、そういう外からも安全を確保する、教員の労働環境を確保するというのが本当

にできていたかというたら、もう現場の感覚で言うとほとんどできてませんでした。

それはそもそも労働時間があってないようなところで働いている状態がもう恒常化しておりますので、なかなか先生方のメンタルヘルスというところまでなかなかできないのは事実でしたし、それからあと、先ほどから市長部局が何人かという話が出てましたですけども、学校って大体市内に300近く散らばっておりますので、まとまってそういう形で専門の方がおられても活用するのがなかなか先生方の意識も相当やっぱり不足してるんじゃないかなと。それをちゃんとさせない管理職もいけないと思います。

ただ、神戸市のその精神疾患の先生方の多さであったりとか、今ちょうど働き方改革で相当時間もここ数年短縮されてきて、ちょうどやはり見直さなあかん時期に来ておりますし、他都市のそういう事例も見ながらですけども、やっぱり今までの管理職も含めた先生の勤務の在り方というのを根本的にちょっと見直していく時期に来てると思いますので、そういう方向でやっていきたいなと私どもは考えております。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。しっかり御答弁いただきまして気持ちがいっしょに伝わってきました。

今回、国に対して求める要望なんですけれども、国に求めることも併せてしっかりと神戸市の足元も一層固めていただきたいなということを最後要望いたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） 92号についてなんですけど、陳情者の方も具体的なリアルな実態もお話しいただきました。

教職員の長時間労働や未配置を解決する課題が山積しているの、教員増と少人数学級の定数改善を求めています。

神戸市の実態と評価にも関わるので、次の報告事項に関わる質疑にも一部入ることをちょっと御容赦願いたいと思っておりますけれども、先ほど教育長も答弁されましたように、点検及び評価の17ページにも記載のとおり、勤務時間外の在校時間は年々減ってますという御報告でした。休暇の取得も改善されているという評価でした。

一方、教員の皆さんに多忙感の改善を実感してますかっていうふうに聞くと、逆に年々下がっているのが実態ですよ。これは、本当に実効性ある対応が必要というふうに認識でも書かれてるんですけども、具体的に——今、勤務時間も減っていると、休暇取得も数字上は増えてると、だけど、教員の皆さんは逆に多忙なんだと、75%の人がさらに多忙なんだというふうに御回答されているのが令和5年の実態だと思うんですが、具体的に実効ある対応が必要だって言ってるんですけど、何をされようとしてますか。

○福本教育長 時間が減っている、それから、一定の制度が整ってきているということで、本来であれば、先生方のアンケートでも多忙感というのは減るべきだという、御指摘のとおりだと思います。

教員の多忙感の原因というのは、やはり対応する仕事の中身の問題、私、最近ずっと教育委員会でも言ってるんですけど、一定時間であるとか外形的なものから、教員の働く質の問題になってきているんじゃないかと指摘しております。

やはり何をやるにしても、説明責任を求められたり、例えば、宿題1つ出しても多いじゃないかっていう文句を言われたり、少な過ぎるという文句を言われたり——それは個別対応、それぞ

れの多様性を認めてやれば良いということになっていくんですけども、基本的に教員、やはり今一定の時間は減ってきてますけれども、求められる多様性に対する対応は本当にもう多岐にわたってるんですね。ここがやはり一番先生方が多忙感を解消できないところで、実はこの問題は別に神戸だけじゃなくて、今日本全国どこも抱えてるんですよ。なので、そういう問題を抱える場合どうしたらいいか、我々としてはやはり一番の対象である子供やその保護者、そことやっぱりきちっと話をして、時には地域の方も入っていただいでですけども、やはり教員がすべきこと、教員がしなくてはならないこと——その時々の子供によっても違いますけれどもそのあたりをうまく整理して、そういう精神的な圧というか、そういうプレッシャーを少なくとも減らしていくと、そういうことが今後求められる方向性じゃないかなと私は考えております。

以上です。

- 委員（前田あきら） 保護者や児童・生徒に対する対応が多様化しているので、それに対する精神的負荷を減らす必要があるというふうに考えると、そういう実態があるのであれば、まず必要なのは先生が1人当たり持っている保護者の方や児童の方を減らさないと、あとは薄めるしかないことになりませんか、さっきの答弁だと。

です。今教員採用すごい努力されて、教員不足の解消に努力をされてるけど、一方で先ほど御報告もありましたけど、小学校で5人、中学校で4人、特別支援学校で4人というのが9月1日の不足の状況ですよ。ここ本当に解消することがやっぱり求められる。さらにその上に教育環境の改善だという話になってくると思うんですけど、その点でたくさん採用されてるんですけども、一方で休職される先生が増えてるっていうのが、先ほど委員からも御指摘もありましたし、私もいろいろ学校の先生や保護者から聞くと、病気で休んでおられる先生の話をよく聞くようになりました。

それで、先ほども具体的な数字、令和4年が病気休職者数で105人、今年も大体同じ数字だということなんですけれども、これは——教員採用をずっと増やしてこられているんですけど、休職者数というのは、この間の経過でいうと、この5年間でどのような推移になってますか。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 平成30年度から令和4年度までの推移でございますが、平成30年度は休職者が68人、これは精神疾患でございます。それが令和4年度に105人ということで、約1.5倍でございます。

- 委員（前田あきら） 教育会議にも出していただいでる数字ですよ。

だからこの5年間で採用も増やしてるけど、本当に、病気で休まれてるのが1.5倍ですよ。それは本当に現場そうなりますよ、本当、先生が同じ——戦友というんですかね、一緒に教員を目指された方が辞めざるを得ない現状が本当に苦しいという話もされてましたけど、その実態があると思うんですよ。

それも採用されて2～3年で休職される先生がたくさんいらっしゃるということもお聞きをしています。

学校の先生に聞いて、私も聞いて、実際教育委員会も全教員のアンケートを取られてると思うんですけども、そこで生徒・保護者への対応、業務負担過多、保護者への対応、対処困難な児童・生徒への対応というのがやっぱりメンタル不調の原因に挙げられているということですので、ここをやっぱり——先ほど課題だっておっしゃったんですけど、どう改善させるのが——今の神戸市教育委員会としてされようとされてますか。

- 福本教育長 そのあたりについては、なかなか非常に難しい全国的な課題なので、特効薬がある

かどうか分からないんですけれども、やはり先生方がそういう場面に遭遇したときに、例えば、こういうやり方をしたらいいんじゃないかとかというそういうマニュアルを一定、今も作ってはおりますし、それから組織的に風通しをよくしたりとか、対応する教員などが分担をしたりとかやっておるんですけれども、なかなかそれが効果が上がっていない、そういう現実もありますので、やはり今さきに言いましたけれども、学校運営の中、これまでやはり学校ってなかなか教員だけで——教員だけでと言うたら言い方はちょっと語弊あるんですけれども、いろんな問題で学校運営が教員だけでなされてきた部分があって、どうしてもそれで閉鎖的な部分というのがありました。そこをやはりもう少しいろんな方、特に当事者である保護者の方とか、そういう方に入ってきていただいて、学校運営をもっともっと透明化することで、今のような問題にも対応できるんじゃないかなと、そのようなことを進めていきたいなと考えております。

- 委員（前田あきら） もちろんいろんな風通しをよくしていただきたいんですけれども、陳情者が今回国に対して求めている最大の問題は、やっぱり先生1人当たりの見る子供や保護者の数を減らすために、定数改善をしていただきたい、加配をしっかりと確保していただきたいというのが今回の要望だと思うんです。

やっぱりそこをあくまで土台にしないと、いやもう大変な状況は、数置くから、あとはもうマニュアルで対応するって多分難しいと思うんで、そこはやっぱり強く要望していただきたいし、今回、国家予算要望でも教育委員会さんも強く要望されているということですので、そこはスタンスはあくまでそういうことをやっぱり対応するっていうことで進めていただきたいというふうに思うので——その点でちょっと1つ懸念があるのがチーム担任制の問題になります。

今回の点検評価の中で、教育監理役の方からも意見が出てると思います。

その中で、教員間の分業意識を生んで、かえって業務に対する責任感、希薄化させてしまう危険があるっていうふうに指摘が出ているので、ここはやっぱり今回の陳情で求めている定数との関係で言えば、ちょっとなじまない対応になるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

- 福本教育長 当然、定数の拡大というか、それはもう国に求めていくというのは当然の話でありますし、35人が30人とか、OECD並みの20人台になればというのは、もう皆さん考えているところで、そこについてはもう全く異議はないところでございます。

ただ、現状の中でどうやっていくかという中で、今例えば、チーム担任制ということが出てきております。これについて当然もう100%メリットばかりではありません。なので、今、いただいたような先生方のそれぞれのちょっと分業し過ぎたための対応でというデメリットというところもあるんですけれども、今、先行してやっていただいているところでもありますとか、私が前職で他都市でやってきた例でいきますと、やはり1人で悩んでしまう、やはり同じ学年の所属だけど、なかなかやはり担任というところになれば声をかけにくいとか、そういういろんな弊害があって、1人で背負ってしまう、そこら辺はチーム担任制をやると負担は減るんじゃないかというのが、今先行で取り組まれているところから出てきているところですので、言っていただいたように、全てパーフェクトではないので、その辺も組合せだと思えますし、先生方の個性というのもありますし、その学校の現状もありますので、1つの方法として今考えていると、そういう形で今進めていきたいなと考えております。

- 委員（前田あきら） この問題については、これまでも保護者や生徒の声、アンケートの結果、委員会でも紹介してきたんですけど、担任がころころ変わって誰に相談していいか逆に分からない

なくなったという児童の方もいらっしゃったし、保護者面談に行ったら担任が変わっているの、子供の説明をするときに、何か伝聞調の語り口で子供のことをしゃべられて、すごい不安に思われたという保護者の方の声も実際アンケートで神戸市も届いていると思うんです。

やっぱりその辺は教員の多忙解消とかを進めることは大前提なんですけど、生徒や保護者に対する対応が希薄になるっていうことは絶対やっぱりあってはならない、これだけやっぱり今回の陳情でも文章の中にも書かれているように、学校現場は貧困、いじめ、不登校等、いろんな課題がやっぱり山積されていて、さらに困難になっているというふうに教育長も今の状況をお話になってるわけですから、そういうときに希薄にしまえば、子供も教員もやっぱり幸せになれない現状が起こると。今回見詰め直そうと、子供も生徒も笑顔で過ごせる学校へというのをスローガンになるので、これとやっぱり逆行してはならないと。そのためには、今回陳情で求められているような、先生1人当たりの生徒・児童数、保護者の数を減らすと、35人学級の拡大や、今O E C Dという話も言っていただきましたけど、さらなる少人数化に着手することはもう避けられないというふうに思いますので、これは強く要望をしていただきたいというふうに思います。

あともう1点、いわゆる病気になられた先生に対する対応について、先ほど産業医の報告もあったと思います。ちょっと確認なんですけど、産業医が今委託で配置をされてるというのは、これはいつからで、それまで常勤の産業医は教育委員会、この数年配置されてなかったっていうことで、確認でよろしいでしょうか。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 申し訳ございません、資料を持ち合わせておりません。

○高田教育委員会事務局長 ちょっといつからかというのは定かではありませんけれども、少なくとも、ここ何年間かは委託の産業医の先生をお願いしております。

○委員（前田あきら） この委託の産業医というのが今1名で、これはずっといてはる状態、同じ方ですか。

○高田教育委員会事務局長 同じ方でございます。

○委員（前田あきら） 一応、総合教育会議には、米印で委託してますよって書いてあるけど、産業医はゼロですっていうふうに報告してると思うんです。

それは、先ほど御答弁があったように、脆弱な体制だと認識されていて、現状で今でいいっていうふうに考えてないという認識で御提案されたっていうことでよろしいですか。

○高田教育委員会事務局長 そのように御理解いただければと思います。

○委員（前田あきら） 今回の資料の中にも、最後、一応事前にも確認したんですが、これももう教育委員会の気持ちで書いたっていうふうに書かれてるので、産業保健体制は十分ではないと、早急に産業保健体制の強化をスタートさせなければならないんだっていうのは、これももう教育委員会の強い思いで、総合教育会議で市長も受け止めていただいたっていうことですので、ここは本当に今までの体制が教職員に対する産業医のフォローが不十分であったということをお認めになってますし、それも含めてしっかり対応するっていう強い決意が込められてると思いますので、ぜひここは他の委員からもありましたけれども、ぜひ進めていただきたいし、今、本当に教育長、学校、現場がもうばらばらなんで、さらに小まめな対応が必要になってくるわけですから、そういう体制もしっかり取っていただきたいということも要望して終わりたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他に、この92号についての御質疑ございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について

のうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） すいません、1点だけ。

本会議にも出てる問題なのでちょっと確認をさせていただきたいと思います。教育振興費の中に、小学校指導用教科書等購入の繰越しの明記があります。

本会議で今回、議案質疑の中で、本来議決事項である橋脚耐震工事が委託契約という外形上から見過ごされるという事案が起きました。

他都市の事案も調べてみますと、学校教職員用の指導書の買入れが本来、議会の議決に付すべき財産の取得処分に該当しながら怠った事例が散見されましたけれども、本市はどういう状況で、どういう判断をされてますでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 本会議でも私、御答弁申し上げましたけれども、契約締結時点で指導書の総数が確定をしておらず、したがって契約金額も確定をしておらなかったため、総価契約ではなく単価契約で契約を締結をいたしました。

こういった単価契約の場合、行政実例によりますと議会の議決の対象とならないというふうに国から示されておりますので、そのような対応をさせていただきました。

○委員（前田あきら） その単価契約——クラスが何ぼになるかと、先生がどのぐらいの配置にできるかというぎりぎりまで折衝されるので、その実態も分かるんですけども、実際問題に、冊数が確定して購入したというか、お金を払ったのはいつになるんですか。

○高田教育委員会事務局長 3月29日までに各学校に納品をいただきました。最終数量というのはもうまさに3月末に近い3月下旬に各学校でそれぞれ確定をしたということになります。

3月末の最終の納品数量に基づきまして、4月に入りましてから支出をさせていただきました。

○委員（前田あきら） 冊数が3月中に大体確定をしてたってということだと思んですけど、実際払われた金額というのはお幾らですか。

○藤井教育委員会事務局教科指導課長 すいません、細かい数字ではないんですが3億9,000万程度であります。

○委員（前田あきら） 3億9,000万、事前に聞いてたんですすぐ出てくると思ったんですけど、3億9,000万の契約なんです。

それで、実態として1回当たりの支出が3億9,000万の財産の取得になるわけですから——神戸市議会が定めている市会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例で定めている金額というのは8,000万になります。これを大幅に超えてるわけですから、本来は何らかの形で議会に——もちろん予算は出てますよ、出てるんですけど、契約案件に関わる問題として、特記してするなり、場合によれば、議案として上程すべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 本会議でもお答え申し上げましたけれども、契約締結時点で最終的な数量や契約額が確定をしておりませんので、その時点で議会に議案として提出をするということとはなかなか難しいと思われれます。

したがって、行政実例では単価契約の場合は議会の議決に付すことを要しないというふうに取り扱われるというふうに理解をさせていただきますので、今回そのように対応させていただいたところです。

○委員（前田あきら） ちょっと細かい話と思われるかもしれないけど、かなり重要な話でして、なぜ地方自治法第96条で市条例で定める意義は何かっていうのも本会議で森本議員がさせていた

だいただと思うんですけども、これは議決を欠いている地方公共団体の契約に係る判決、昭和52年の東京高裁、裁判所でしっかり明示をされています。各法条が、公有財産の交換に条例の定め、議会の議決を要するとしたのは公有財産の処分を普通地方公共団体の長の単独選考に委ねず、条例制定権、議決権を有する議会による抑制を加えることにより、当該普通地方公共団体における地方財政の民主的かつ健全な運営を図るためであるんだと、こういうことも踏まえて考えたときに、単価契約であっても議案として上程する自治体っていうのはあります、実際に。

それで、もちろん教員の先生がなかなか定まらないと、それから1冊でも少なく買ったほうが税金の支出が少ないから得なんだというふうな理屈は分かるんです。ですけど、その理屈で言っちゃうとじゃあ全部個別ばらばらになるものを議会予算よりも後になるものは全部単価契約に置き換えていいのかっていう議論になってきてしまうと。

普通、例えば、環境局がやってるようなガソリン代を一定単価契約にして、毎月の増減とかによって毎月支出して行って、最終判断が分からないっていうんだったら分かるんですけど、何百冊も差が生じるっていうようなものではないと思うんですよね。そうなったときに、いや本来だったら、議決を要する事案ですけど、こう定めたいので単価契約になるっていう場合に、総単価契約の事前契約に基づいて進めるっていう方法もありますし、例えば、同じ教科書の買入れで問題になった東京都の小平市については、教師用指導書の必要数が変動的であることから、令和6年度の購入契約を単価契約方式に変更したが、1回当たりの支払い総額が2,000万以上であるため、議会の議決を経ることが適当であるというふうに判断して対応を今後するということが検討されているので、これももちろん本来、行財政局中心に検討していただく案件だとは思いますが公契約の民主性ですとか、健全性に関わる問題なので、ぜひこれもちよっと検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、令和5年度教育に関する事務……（発言する者あり）

○委員（前田あきら） 申し訳ありません、忘れてました。

あともう1つ、すいません予算繰越しで、安全対策の部分について、一点確認したいんですけど、今回の安全対策、2ページ、学校建設費の安全対策というのは、本件が東京杉並区の小学校の運動場に残置された金属のくぎによる児童のけがに端を発した調査に関わる事業だというふうに認識してるんですが、以前委員会ですらただしたところ、金属探知機などで調査を行うとしていた調査結果に係る今回の繰越しだと思うんですけど、これ今どんな調査結果になってますでしょうか。

○有原教育委員会事務局学校支援部部長 グラウンドの安全対策について御回答させていただきます。

本件については、委員御指摘のように、東京の杉並区、他都市のほうで発生した事故を受けて――事故の概要としましては、グラウンドの表面に露出しておったくぎが原因で児童が負傷したという事故ですけれども、それを受けて、まず本市では、学校に対して安全管理の徹底ということを昨年5月に通知を行いました。点検及び今後の取扱いの徹底ということで通知を行いました。

また、3月には、くぎの使用というのがポイントマーカ儿的な利用ということで、一定学校での必要性があって使っておったものですが、くぎ等の金属物を使わないようなポイントマ



一カーを使うということで、代替策の通知のほうも行いました。

あわせて、実態を確認するためということで、御指摘ありましたように金属探知機を使って2月、3月には5校でどの程度の金属物というのがグラウンドの中にあるのかということで調査を行いました。

調査の結果としては、やっぱり相当数くぎ、あるいはくぎに類するような金属物があったと、それも表面だけではなくて地中にある程度埋設している形であったということでしたので、これを受けて全校の点検、全校の金属物の安全除却ということが必要だろうということで判断をいたしまして、今年の8月の下旬から今年度末までの予定で全校、これは小学校、中学校、それから特別支援学校、高等学校全校の点検と、それから金属物の発見した分の除却を行うということで考えております。

まだ、調査を行いまして数週間というところですので、ちょっと概要のほうは届いておりませんが、3月末までの間に全校しっかりと対策をしていきたいと思っております。

あわせて、今後金属物の使用については安全を考えて代替策のほうも通知していますので、こちら学校のほうで徹底を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（前田あきら） すいません、代替策というのは具体的にどういった——ごめんなさい、僕の前見てるやつとちょっと変わってるんだったら確認したいんですけど、どういう代替策を予定されていますか。

○有原教育委員会事務局学校支援部部長 くぎをそのまま打つのではなくて、表面がプラスチック等で被覆された、くぎが頭から出ないようにといたしますか、ちょっとプラスチックで覆われたような形で行ったりとか、あるいは恒常的なポイントマーカーについては金属物を使用しないようなもの、代替の製品がありますのでそれを使用するかという形で通知のほうを行ってまいります。

○委員（前田あきら） 今後はそういうふうに対応されるということでちょっと確認をしたいんですけど、ちょっと教育長、現場におられていたのでよく分かると思うので、私も親も教員だったんで、くぎがあるのはある意味当たり前の状況だったかもしれないんですけど、前の教育長はもうありえへんでしょということで対応を検討していただいているんですけど、今の代替案で学校現場の人は実際対応できそうですか。

○田尾教育次長 昨年度、その代替案につきまして、この会でも御説明をさせていただいたかと思っております。

学校におきましては、恒常的にポイントをつけておきたいものにつきましては、上部がプラスチックで、打ちつける部分は多少金属が使われていますけれども、表面には現れてこないというもの、それはある程度地面を掘って埋設するというような形のものでございます。

そして短期的に使うもの、例えば、体育の授業などで1つの単元の中で、どうしてもポイントを打って、毎朝指導する教員がラインを引いてコート線の線を表示するという、そういったときのために短期的に使うものにつきましては、先ほど部長のほうから答弁申し上げました表面が少しプラスチックで覆われたもので下がくぎになっているもの、そういったものを打つということではしております。

その入替えにつきましては、この8月末をめどに学校のほうでは全て入替えを行っているというところでございます。

教科指導課のほうからこのような手順でやってくださいというようなことを去年詳細なマニュアルといいますか、手順書なども学校のほうに提供いたしまして、現在それについて何か非常に困っているというようなことは事務局には届いておりませんので、スムーズに行われているものと思っております。

○委員（前田あきら） 前回提示させていただいた逆U字ペグなどの代替案を出していただいているということなんですけど、ここはやっぱりぜひ現場任せ——今いろいろ教育委員会のほうでもいろいろなマニュアルを出していただいているので、現場任せで、逆に教員の皆さんがいろいろな毎日のように点検せなあかなくなって負荷が生じるってということがないように、もう場合によれば、人員も配置して、安全対策を委員会として児童の安全対策が責任持てる体制として対応していただきたいということを強く要望して終わります。

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） お願いいたします。

基礎学力の定着とか、あるいは健やかな体の育成というところで、何か全国平均を下回るのも幾つかあったりとか、あんまり芳しいとは思わないんですけども、これに対して、何か向上をするための施策とか何かありますか。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 学力の向上でございますけれども、全国学力・学習状況調査、本年度におきましては、小学校の国語、算数、それから中学校の国語、この中学校の国語につきましては、昨年度やっぱり課題とするところが少し見受けられたんですけども、今年度は少し課題が克服できたということで、数学のほうは去年から引き続き全国平均を上回っているというような状況で、いろいろな本年度、教科指導課の取組として進めてまいっております学習の内容、自由進度的なものをモデル校で取り入れたりでありますとか、それぞれ英語教育は英語教育の充実でありますとか、それぞれの取組におきまして、いろんな力を注ぎまして、学力の向上を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

体力におきましては、体力は、総合教育会議でもありましたとおり、3つの視点というところで運動内容の改善、あるいは運動意欲の喚起、運動機会の拡充というようなところに重点を置きまして進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○委員（植中雅子） 私たちは、この教育こども委員会で8月20日なんですけれども、福井県で勉強させていただきました。5回連続総合1位に選ばれている福井県というのは運動能力の1位、2位だけではなくって、学力も2位、3位というすごい成績を誇っておられます。何が神戸市の子供たちと違うのかなというところで聞きましたら、福井の子供は負けず嫌いで我慢強いっていう回答を得られたんですけども、神戸の子供もそういうことはもう負けないと思うんですけども、子供同士で競い合ったり能力を高め合ったりして、また先生方の熱心な指導というのもすごくやっぱり影響があるかなと思うんですけども、そういうことに対して——例えばこれをぜひお願いしたいとすると、また働き方改革に逆行するようになるんですけども、先生たちの負担を大きくするのではなくて、先生方の意欲も高めるような、そういう持っていく方が大事なかなと思うんですけど、こういうことに対してどうお考えでしょうか。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 福井県の体育の運動の取組のところは、お伺いしているとおりでございます。

学習のほうということもあったんですけども、体育のほうにおきましては、例えば、同じよ

うな取組を福井も神戸もしていると思うんですけれども、例えば、新体力テストなどで、子供たち小学校4年生から高校3年生を対象に独自の体力テストを行うなど、合計点数に応じてバッジ、合格証などを子供たち、生徒たちに送るなどして意欲喚起につなげていましたりとか、あといろんな取組、休み時間の取組であるとか、デジタル集計システムを体力向上のために取り入れて可視化できるような、そんな取組を体育の面では取り組んでおるところでございます。

学習のほうにおきましては、加賀市などで行われています例えば、自由進度的な学習を、先ほども申し上げましたとおり、試験的に取り入れているところがございます。

子供たちの学びに委ねるといような取組でございますけれども、数校で試験実施しながら、全校に取り入れていけるところはということに進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○委員（植中雅子） 課題というところでは、運動意欲で体育の授業が好きって答えた割合が全国平均を上回っているということなので、やっぱり授業が好きって思う子供さんを好きで終わらないで、さらに運動能力を高めるとか、それから運動習慣をずっと持続するとか、そういった方向にやっぱり持っていくことが大事だと思うんですけど、そういったことについてはどうお考えですか。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 お話しいただきましたけれども、例えば、小学校におきまして放課後運動遊び推進事業ということで、放課後の校庭の開放等を、児童に開放をしまして、週1回程度、大学生等の外部人材を招いて協力を得ながら運動遊びの推奨を行ったりしながら、運動機会の拡充を図ったりしております。

運動の楽しさであるとか、達成感を感じる活動を通じまして、運動が好き、体育の授業が好きといったような運動意欲を喚起しまして、放課後や休日にスポーツ活動や運動に取り組むことができる児童・生徒の増加につながるような、そんな授業改善、あるいは環境づくりに努めてまいっているところがございます。

○委員（植中雅子） まず好きって言ってもらえることが一番大事だと思いますので、運動も勉強のほうもそうですけど、好きっていうところまで持っていっただけのような指導をお願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（諫山大介） すいません、1点だけお願いします。

13ページの基礎学力の定着、学力の伸長のところで、細かく数字が出ているんですが、神戸市はこの得点分布、こういうものがいわゆる二極化されているものなのか、もうちょっと真ん中に厚みがあるものか、学校やクラスや地域によって偏差はあると思うんですが、ちょっと教えていただけますか。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 全国学力・学習状況調査の正答率の分布でございますけれども、小学校の国語、算数、あと中学校の国語では、正答率8割の児童・生徒が最も多い形になっております。形で言うときれいな山形になっておるところです。

それから、中学校の数学については正答率が3割から8割にわたって平べったい、山の上が平べったくなっているような、そんな台形型に近い分布となっております。

全ての教科で全国と同様の分布の形となっております。

令和6年度、今年度の調査についてもほぼ同様の分布となっております。

○委員（諫山大介） ありがとうございます。

数学のほうは台形型ということなんですけれども、いわゆる習熟度というか、理解度が数学には必要かなと思うんですが、公立の中学校ではこういった習熟度とかいうのは難しいもんなんですか、今、取り入れているんですかね。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 習熟度に関しては、同一の時間内での習熟度っていう形はなかなか取り入れるのが教員の関係とかそんなもあって、なかなか難しいところになっております。

その分、放課後の学習であるとか、デジタルドリルを活用したりしながら力をつけていったりというところで推進しております。

○委員（諫山大介） ありがとうございます。

ずっと逐年の経験等もありますので、今に始まったことではないと思うんですが、ちょっと数値のほうが若干悪くなっているのは、マクロ的に見ると非常に気にはなりますので、コロナ禍のいろんな影響もあるのかなとは思いたいんですが、今後ぜひいい教育を進めてください。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（堂下豊史） 16ページですけれども、重点事業9の学校の組織力強化のうち、主幹教諭の配置についてお尋ねをいたします。

主幹教諭、改めて、教育委員会の皆様に申し上げるのもあれなんですけど、本当重要な役目だと思ってます。校長とか教頭を助けていただく本当に重要な役目で、ここにもあるように令和2年度から段階的に未配置校をなくしていただいて、全校配置に至ったことは本当に大きく評価をさせていただきますと思います。

ここにはないですけれども、令和元年度は当時の教育委員会とのやり取り、一般質問でのやり取りでも長田教育長から38校あったっていうふうに御答弁いただいたとるんですけれども、それが全校配置に至ったということは本当に繰り返しますけれども評価をさせていただきますと思います。

それで目標値のところ、役割を明確にした上で未配地校を解消ということなんですけれども、この役割を明確化するっていうことなんですけれども——課題認識のところにも記載があるんですけれども、職責・役割を含む標準的業務の整理に取り組んでいるって書かれているんですけれども、このあたりどのように整理をされようとしているのか教えていただければと思います。

○濱田教育委員会事務局総務部部长 御指摘の主幹教諭の役割につきましては、これは人事評価との絡みもございまして、役職——主幹教諭が果たすべき役割ということで一定整理しました文書のほうを主幹のほうにはお渡ししております。

○委員（堂下豊史） この質問の背景なんですけれども、先ほどの学校の労働安全衛生体制の強化にも関連でお尋ねしたいんですけれども、先ほど陳述人も繰り返しおっしゃってました、繰り返し申し上げますけれども、休んでからでは遅いと、休む前にしっかりと先生の不調なりに気づくことが大事だになっていうふうに改めて感じてるんですね。

そういう意味で、校長が基本的にはふだんの教員との面談であるとかを通じて、ちょっと様子がおかしいとか、言動がちょっといつもと違うなっていう形で見つけられるケースもあると思うんですけれども、やはり校長、教頭を補佐するこの主幹教諭の皆様にもそういう役割、若手の中心者として若手教員を中心とする——ちょっとした気づき、不調に気づいていただければなど

思うんですけども、そういう役割も担っていただくような今体制になりつつあるんでしょうか、あるいはなってるんでしょうかね、この役割を明確にするっていうところなんですけれども。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 主幹教諭といいますのは、教職員のリーダー格でございますので、ふだんから職員室の中において、あるいは授業のとき、あるいは廊下等で出会う先生方の表情でありますとか、御指摘いただいた言動でありますとか、そういうものをふだんからしっかりと把握しているように、そういうふうな指導もしております。

また、あわせてまして管理職のほうには、期首、期中、期末面談のほかに、あるいは授業のほうを校長が巡視する中で、実際に見た授業の感想などを該当の教員のほう、例えば、校長室のほうに来てもらって、最近どうですかみたいなことで、いろいろ悩みなどをお聞きして、そして適切な助言を与えるとかということもしておりますので、このあたり、管理職と主幹教諭がしっかりと協力してやっていただけるようにふだんから指導させていただいております。

- 委員（堂下豊史） もう少し、私が理解したいんで、それはきちっとそういう役目を担っていただくように、何て言うんですかね、文章というか、位置づけられてるんですか、曖昧になってないんですか、そのあたりは。大丈夫ですかね。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 実際には、それぞれの主幹教諭もいろいろ適性がございますので、教務的なところに非常に指導力を発揮する主幹もおりますし、あるいは生徒指導的なところ、いろんなところでそれぞれの得意分野を生かしてもらおうんですけども、そこに通底しているのはやっぱり教職員を指導する立場であるということ、そのあたりは管理職の次である、そういう位置づけであることはしっかり理解していただいていることを確認しております。

- 高田教育委員会事務局長 すいません、少し補足をさせていただきたく存じます。

主幹教諭でございますけれども、比較的新しくできた職務でございます。今まではもう校長、教頭という管理職と、それから一般教員ということでしたけれども、新しくでき、全校配置に至ったのも極めて最近ということでございますので、はっきりとこの人に何を担っていただくというのが整理をし切れていない部分っていうのは確かにございましたので、令和の時代の学校の業務と活動の中で、働き方改革の業務の見直しももちろんですけども、役割の明確化ということもその中で行いまして、主幹教諭というのはこういう職責を担う人であると。ですから、日々の学校の教育活動の中でこういうことをやってくださいというような職務を明確化をいたしまして、それをもう全教職員に令和の時代の学校の業務活動の中で周知をしておるところでございます。

先ほども申しましたように、ようやくこのほど全校配置ができたところですので、まだまだそれが完璧に根づいているかといいますと、引き続き努力をしていかなければならない余地もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、せっかくこうやって配置をいたしましたので、しっかりとその役割を1人1人の主幹教諭が果たしていけるように引き続き事務局としても学校とともに取組を進めたいと考えております。

- 委員（堂下豊史） 新しいか古いか、この制度は2008年にできた制度のようで、そういう意味で新しいか古いか、私のほうでは、まだ新しいと言えば新しいかもしれませんが、既にもう16年たって、ようやく神戸市も全校配置できたことは、改めて評価はさせていただきますが、やっぱりここから質的に主幹教諭の役目が本当最大限発揮できるように進めていただきたいという趣旨で質問させていただいています。今まさに御答弁あったように明確化していくことが大事だと思うんです。

精神疾患の話をもう1度申し上げますと、若手の女性の教員の精神疾患の割合が多いようなんですね、神戸市は。ですから、まさにそういう若手の先生が休む前に、この主幹教諭の方がしっかりと気づいて、休む前にしっかりとケアできるような体制が大事だと思います。

そういう意味で、今明確にされていく、あるいはされたようですので、されてないのであればそのあたりの精神的な不調を事前に察知するというお役目もきちっと与えていただきたいんですけども、与えていただいているならそれでいいんですけど、改めてお願いします。

○高田教育委員会事務局長 主幹教諭につきましては、管理職を補佐しながら教職員のリーダーとしての役割を担っていただくと。そのリーダーとしての役割の中に教職員との連絡調整、取りまとめ、他の教職員に対する指導・助言、そういったことも入っておりますので、当然、その連絡調整という中で1人1人の先生の様子を見て、その人に対して何かの手だてが必要なことがあれば、リーダーとして自ら行う、ないし校長、教頭に具申をするということも含まれると思いますので、そういったことも含めて主幹教諭が日々教職員に目を配りながら、本当に休む前に、そういうようなことになる前に対応するという、これはもう非常に大事であるというのは御指摘のとおりかと思っておりますので、そういったことに意を用いていけるように取組をしていきたいと思っております。

○委員（堂下豊史） よろしく申し上げます。

あと、明確化に加えて、しっかりと評価をする仕組みも大事だなっていう趣旨で、以前も本会議場でも質問したことがあるんですけども、評価の仕組みはいかがですか、しっかりと整えられていますかね。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 それまでは教諭も主幹教諭も同じような形で人事評価もさせていただいておりますが、数年前から主幹教諭は主幹教諭として評価をするというようなことになっておりますので、その役割も含めまして総合的に管理職のほうが最終的に人事評価を行っております。

○委員（堂下豊史） もうあんまり長々としませんけれども、一層の工夫を他都市の事例も参考にしながら主幹教諭についてはしていただきたいと思います。

これももう既に検討されてたらいいんですけども、京都市の教育委員会ですけれども、主幹教諭が採用1年目から5年目を中心とした若手教員の育成に当たるシステムを2018年当時ですけど、設けられていたんですね——今、どうされてるか私も不明確ですけども——いわゆるシステムとしてきちっと体系化してやることも一方で大事なかと、曖昧にならないように、そういうことも大事なと思うんですが、そのあたり御見解いかがですか。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 御指摘いただきました京都市の例、ぜひ参考にさせていただきますと思います。

まず、そちらのほうを情報収集しながら、どういうふうな形で神戸市として生かしていけるか考えてまいりたいと思います。

○委員（堂下豊史） もう最後にします。

別の級で評価されてるんですね、主幹教諭は。しかも教員免許更新も免除されてるんですね、主幹教諭は。そこ、確認ですけども。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 免許につきましてはもう免許更新制のほうがなくなりましたので、そちらについては一緒です。

○委員（堂下豊史） 失礼しました。

言いたいことは、やっぱり教員のリーダーとして、学校運営の企画、あるいは質向上の役割が大いに期待されてると思いますので、引き続き一層の体制強化に努めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（山本のりかず） 私からは、組織風土改革に関する取組において、学校現場における風通しのよい職場づくりは非常に大切と考えております。

先ほど陳述者の中村さんから話がありましたが、周りの同僚が辞めていくという教員のお話を聞くと、やはり残念な気持ちになりますし、心が痛みます。

実際、休職者、心に不安定を抱えながら授業を行うということは、子供たちにもやはり影響を及ぼすので、教員の皆さんが生き生きと希望を持って働けるような環境整備をしていただきたいことを要望しますが、先ほど来から精神疾患における休職者について議論がありました。

私自身も当局に数字状況を確認させていただくと、先ほど答弁ありました平成30年度は68人、令和元年度は81人、令和2年度は90人、令和3年度は若干減って82人、先ほども答弁ありました令和4年度は105人ということで増えている傾向がこの委員会でも判明しております。

そういった中で、休職者を抑制していくという考え方で、現在行っている取組、先ほど話した内容と重複しないように、現在の取組状況、どういったことを抑止しているのかということをお伺いします。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 御指摘いただきました、まずは精神疾患による病気休職を未然に防止するために、日頃から、先ほども御答弁させていただきましたが、管理職がまずは職場におけるコミュニケーションの中で細やかに教職員の状況を把握するために、期首、期中、期末の面談などの機会——これが大きな面談の機会ですけれども、それ以外にも職場の風通し、教職員の状況把握のために、できるだけ授業中の様子を見て回り、そして気になることがありましたら、若手教員を中心に授業後に声をかけるなどしまして、ふだんの様子を把握するように指導しています。これは私も毎年度4月に校長会のほうに出向きまして、校長先生方のほうに、ぜひ特に若手の先生方のフォローをお願いしますということでお願いをしております。

一方で、教職員が学校外で気軽に相談できる窓口を充実させることも重要だと考えておりまして、これまでも教員OBによる教職員相談室への相談、それから市内5か所の専門の医療機関への案内、臨床心理士等によります面談、電話、ウェブによるカウンセリングなどを行っております。これらの相談窓口につきまして、教員には機会のあるごとに周知を図っております。

これまでの取組に加えまして、冒頭申し上げました保健師のほうも今年度から常駐しておりますので、こころと身体の健康相談窓口として、御利用もいただいております。

○委員（山本のりかず） ありがとうございます。

様々な取組、相談窓口を設置していただいていることは一定の評価をしますが、やはり精神疾患の休職者が増えてるっていうことは、先ほど教育長おっしゃったように、1人で悩まない体制をつくるであったりとか、精神的なプレッシャーを減らしていくこと、そして学校運営の中ではマニュアルが——閉鎖的な空間ではなくて、透明化していくという答弁もありましたので、今後の教育委員会の施策の展開に期待しております。

そういった中で、精神疾患による休職者の復職に向けての取組の内容があれば教えていただけますか。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 御指摘いただきました精神疾患により休職した教職員に対す

る復職に向けた支援としましては、管理職が1か月に1回以上休職者と面談、あるいは電話連絡により、その月々の状況の把握と助言を行っております。

そのほかに、希望者には専門病院におきまして、精神科医らによります集団精神療法や模擬授業などを行うリワーク支援プログラムを用意しております。

また、復職の前には、復帰に対する不安の解消を図るため、一定の慣らし期間である出勤期間を経験するプレ出勤制度なども設けてございます。

○委員（山本のりかず） 復職に向けた支援プログラム、メニューを用意していただいているのは私も今答弁聞いて理解しました。

その中で、現状、実際復職につながっているのかどうかというのを数字上であれば教えていただきたく思うんですけど、数字がなければ、現場、こういった支援が実際復職につながっている——肌感覚として教育委員会してどのように捉えているのか、教えていただけますか。

○濱田教育委員会事務局総務部部長 実際には休職率に関しては非常に政令市でも厳しい位置にあります。

ただ、この復職に関しましては、実際に管理職を含めまして、早め早めに休職を勧めることによりまして、早めに治療に当たっていただき、そして復職に入っていただく、その復職された後は全国的にもその再休職に至る率は低くなっておりますので、一定早めに休職を勧めることに効果があったかなと判断しております。

○委員（山本のりかず） 理解しました。

そしたら復職支援に向けたこの取組だけじゃなくて、ほかの政令指定都市、他都市も参考にしながら、復職に向けた取組を進めていただきたいことを要望します。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 委員の皆様に申し上げます。

既に審査時間が2時間を経過しております。

また、工事請負契約、その他事項に関して、まだ御質問のある方はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

（発言する者あり）

○委員長（さとうまちこ） では、暫時休憩いたしたいと存じます。

午後1時10分より再開いたします。

（午後0時13分休憩）

（午後1時10分再開）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育子ども委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育委員会に対する審査を行います。

報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） では、この際、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。



○委員（堂下豊史） 西区の平野小学校の通学に使用されている路線バスが、来年3月末で運行休止になる予定だということが9月11日の神戸新聞で報じられておりました。

記事の趣旨は、全校児童の約半数が利用しており、代替の手段が示されていないため、保護者の中で不安の声が広がっているという趣旨の記事であったというふうに理解しております。

この運行休止に伴う通学手段の確保について質問をさせていただきたいと思います。

そもそもこのバスなんですけれども、事業者は乗員不足、あるいは燃料費の高騰による赤字により運行継続が困難であると説明をしているようなんですけれども、地元では既に代替の交通手段を求める署名活動も始まっているというふうに聞いておるんですけれども、この件について今後、教育委員会としてどのように対応を考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 平野小学校の路線バスの休止の問題でございます。

新聞報道にもありましたように、平野小学校に通う児童が通学に利用しておりますバス路線の運行事業者のほうから乗務員不足、それから収支の悪化ということを理由としまして来年3月末をもって休止したいと、そういった申出を本年3月に私どもいただきました。

それはもう本当に困るということで、私どもも再考を求めておったんですけれども、5月末に正式に路線休止ということで申入れを受けてございます。

これを受けまして、6月に保護者にお知らせをしまして、8月23日には保護者の方から直接御意見を伺う場ということで設けさせていただきました。

これも報道ございましたように、保護者の皆さんとしましては、やはり引き続き平野小学校に通い続けたい、ですので代替手段を何とか確保してほしいという声を多くいただいております。

代替の手段、どういったことが考えられるのかということなんですけれども、例えば、スクールバスにつきましては、国の補助制度もございます。ただ、国の補助制度の要件が通学距離が4キロ以上、それから学校の統廃合などのあった場合と、そういった要件がございまして、平野小学校の場合はバス利用者の通学距離、現在2キロから最も長い方で3.7キロでございます。この国の要件には合致していないということでございます。

また、やはりほかの小学校におきましても実際に3キロ以上の距離を歩いて通学しているようなケースも神戸市内ございまして、そのあたり公平性の観点も併せて考える必要があると思っております。

ただ、困られるというのはもう事実ですので、私どもとしては何とかどういった手段が考えられるのかということにつきまして、都市局等関係機関と連携しながら検討していきたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） スクールバスのお話が今御答弁の中でありましたので、このあたり何点か、この際、整理をさせていただきたいんですけれども、スクールバスで文科省が出してる資料、私の手持ちではもう今から16年ぐらい前のスクールバス活用状況等調査報告という調査ぐらいしかネット上では検索ができなかったんですけれども、なので、今日のこのやり取りでは——これが私の1つの根拠として最新の情報なんかも確認できたらなと思うんですけれども、そもそもの根拠となる法律なんですけれども——このスクールバスの助成に当たって——この今手元の16年前の資料では、平成29年に施行されたへき地教育振興法なるもの、こういう法律名が出てくるんですけれども、これが根拠法、ここにどうも国庫補助制度の記載もあるんですけれども、それと併せて市町村合併によって統廃合が進んだ場合も国庫補助制度があると、この2つに国庫補助制度の記載があるんですけれども、このへき地教育振興法って、今も生きてるんですかね。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 根拠法令としましては、へき地教育振興法になろうかと思  
います。
- 委員（堂下豊史） この法律に4キロ要件があるというふうに今理解をしているんですけども、  
ここでお尋ねなんですけれども、今、不公平感の話もあったんですけども、記事によるとかな  
りの人数のお子たちがこのバスに乗っているようなので、私の地元の北区でも確かに遠距離の通  
学をされてるお子たちもいらっしゃいますけれども、そこまでの人数のお子たちが遠距離で通学  
している印象はないんですが、そのあたり全市的に見て、まずは4キロ以上で、通学している生  
徒がいる学校ってあるんですか。
- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 神戸市内見ますと、4キロ以上を徒歩で通学しているケ  
ースはないと思います。
- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。  
それでは、今回の平野小学校のようなケースの規模感で、2キロないし3キロを歩いている学  
校というのがありますか。
- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 お隣の岩岡小学校につきましては、正確な人数は分かりま  
せんけれども、やはり学校にちょうど行き着く路線がないということもございまして、3キロ程  
度、1時間程度かかるらしいですけれども、徒歩で何人かまとまって集団登校しているというよ  
うな事例を聞いてございます。
- 委員（堂下豊史） 分かりました。実態としてある程度分かってきましたので、このスクールバ  
スについては、また今後の分科会審査等でやり取りをさせていただきたいと思しますので、スク  
ールバスについてはこの程度にとどめておきたいと思します。  
一方で、今後の代替手段なんですけれども、今検討していきたいということなんですけど、そも  
そももうバス以外の公共交通機関がない中で、具体的に——都市局の話も出ましたけれども、ど  
んな仕組みで検討をされようとしているのか、お願いします。
- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 現状ではなかなか代替手段、ちょうどいいといいますが、  
すぐに検討できるものがなかなかなくて、1つは継続するバス路線も175号線を通るバス路線な  
んかはありますので、直近のバス停を通るルートは休止になるんですけども、少し歩いていた  
だいて、1キロほど歩いていただいたら、175号線を通るバス停はございますので、一旦そちら  
まで歩いていただいて、そこからバスに乗っていただく、これが1つ考えられる手段です。  
ただ、その手段によって救われる児童というのはやはり人数限られていますので、校区の特に  
北側につきましてはそういった代替手段がございません。そうなりますと、もう本当に保護者の  
方に御協力いただいて送迎をいただくですとか、それか、これは保護者の方は望まれてないん  
ですけども、近隣の小学校、徒歩でいきますと1.5から1.6ぐらいで歩いていける距離に西区美賀  
多台小学校がございますので、そちらに指定外通学ということで選択いただいて通学いただくか、  
そういったところを今のところは私も検討しておるところでございます。
- 委員（堂下豊史） スクールバスはスクールバスでまた今後やり取りさせていただきたいん  
ですけども、一方で検討に当たっては、いわゆる輸送資源の総動員という観点で検討していただ  
きたいと思します。これも2月議会で地域交通の充実という観点で市長と質疑させていただいた  
きさつがあるんですけども、例えば、いわゆる教習所、あるいは病院への送迎バス等々、輸送  
資源という意味では民間バス以外の様々な資源が考えられますので、このあたりの活用という  
のも、御検討の1つの移動手段としての検討課題になってくるかと思うんですが、このあたりはい

かがでしょうか。

- 高田教育委員会事務局長 先ほど部長のほうから御答弁をさせていただきましたような対応に加えまして、委員御指摘のように様々な選択肢を探っていくことが求められているのかなというふうに考えております。

例えば、同じ西区で櫛谷町ではコミュニティ交通というような形で地域の皆様の足として路線バスに代わるデマンド運行がされておるといふふうに聞いておりますので、そんなようなことがこの平野地区でもでき得るのかどうか、またそういったコミュニティ交通的なもの以外にも御指摘のような地域の様々な資源といいますか、輸送手段、福祉施設や子供の施設で持っているバスを通学する小学生向けに出していただくというようなことも可能性としては考えていかなければならないと思います。

学校の登下校の時間と、そのバスが本来の目的のために運行しないといけない時間とがかぶらないとか、じゃあ運転手さんはどうやって確保するのかとか、様々課題もあるとは思いますが、今御指摘いただきました点、それから2月議会ですか、本会議での質疑等々も踏まえまして、都市局をはじめとする関係機関とも協議をいたしまして、教育委員会としてどのようなことができるのかということは今後考えてまいりたいと思います。

- 委員（堂下豊史） そうですね、お願いします。

神姫バス、北区でも三木三田線休止の発表で、地元も大変困惑しまして、特に通学の足がなくなってしまうということで、地域と神姫バスが、あるいは都市局も協議をした結果、現在走っている地域のコミュニティ交通のダイヤ等の工夫、あるいは三木市側までそれを延伸するという工夫で、当初三木市側が考えていた、いわゆる通学の足、あるいは地域の住民の足の確保の観点で、デマンド交通を考えられていたようなんですけれども、それを路線バスで代替していくような形も神姫バスと都市局、地域住民との間で1つの事例も生まれていますので——現実、神戸市でも——なので、そのあたりも参考にしながら検討も進めていただきたいと思います。

それでは、続いての質問なんですけれども、学校規模の適正化についてお尋ねをしたいと思います。

昨年6月でしたか、基本方針が、学校規模の適正化については示されています。

保護者、あるいは地域の方の理解を進めながら進めていくという趣旨で、その指針には示されているんですけれども、1年近く、1年以上を経過している中で、現状、あるいは今後の課題、どのように認識されているのか、御見解を伺いたいと思います。

- 有原教育委員会事務局学校支援部部長 小・中学校の学校規模適正化、中でも小規模校の対策についてお答えをさせていただきます。

小規模校については、神戸市では定義といたしまして小学校は11学級以下、中学校は8学級以下の学校を小規模校ということにしておりまして、今年5月現在で小学校55校、中学校19校の計74校が小規模校ということになってございます。

また、委員から御指摘いただきましたように、昨年6月に学校規模の適正化に関する基本方針というのを定めておりまして、そこでも一定書いておるんですけれども、小規模校には一定の課題があるということで認識をしております。

1つはクラス替えができず、人間関係が固定するというものであったりとか、集団の中で学ぶ機会が少ない、あるいは教員の配置等学校の運営面での課題ほかということで、そうした課題もありますので、教育環境の改善・向上を図っていく必要があるということで考えております。

小規模校の対策につきましては一定の集団規模を確保するための取組ということが必要ということで基本方針のほうでもうたってございまして、手法としては校区変更や学校の統合、義務教育学校への移行、合同授業等の学校間交流を深めていく等の方針が、対策が示されております。

昨年6月に基本方針が定められて以降、学校ごとに置かれております学校運営協議会を通じて地域の皆様、保護者の皆様とまず現状の認識の共有、それから意見交換ということで丁寧に進めてきておりまして、先ほど74校ということで申しましたけれども、この9月現在で37校に対して延べで54回、学校運営協議会での話し合いというのを行ってございます。

一部、多いところでは意見交換3回、4回実施したところもありますけれども、いずれも結論というところまでは定まっております。

現状の課題、それから地域からいろんな課題、問題提起がされますので、それに対して一緒に考えていくということで丁寧に進めさせていただいているところでございます。

今後もしっかりと丁寧に進めていくということで、時間はかかるかもしれませんが、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。丁寧に進めていただきたいと思います。

あわせて、先ほど話も関連するんですけども、学校の統合に際しては、例えば通学距離が4キロを超える場合は通学の安全性、あるいは通学手段の検討が重要になってくると思います。

こういう際は、新たなスクールバスなどの通学手段の整備が必要であると考えられますが、このあたりいかがでしょうか。

○有原教育委員会事務局学校支援部部長 先ほど竹森部長からも御紹介ありましたけれども、現状でも校区、学校によって様々でございまして、もう既に校区も面積広いところもあります。またさらにそこが小規模校化しておりますと、仮定ですけども統合を進めていきますと、さらに校区が広がるということも考えられます。

もちろん地域の皆様、保護者の皆様としっかりと意見交換しながらということですけども、通学手段の確保ということは大事なテーマかというふうに思いますので、その話し合いの中でしっかりと意見も聞きながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（堂下豊史） スクールバスなんですけれども、へき地教育振興法の観点、あるいは今質問しました統廃合に係る観点、あるいは通学路における安全確保の手段の観点、様々な角度からこのスクールバスについても国の補助が当たらないから、あるいは距離要件が当たらないから、スクールバスの検討の余地がないんだということではなくて、平野小学校だけに限らず、そういう観点から適切な通学手段の確保という意味でスクールバスを含む、あらゆる輸送手段を検討しながら、通学の手段の確保という課題のある学校については、そのあたりの検討をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、そのあたり、今の学校の適正化と併せてスクールバスの観点での御答弁、もう1度お願いしたいんですけれども。

○高田教育委員会事務局長 小規模校につきましては、先ほど部長から御答弁申し上げましたように様々な課題がございます。そうした教育課題を解決をして、子供たちがよりよい環境で学べるようにしていく、これはもちろん重要なことでございますので、学校の統合や義務教育学校化も含めた学校の再編ということは進めていかなければならないと思いますが、一方で、委員御指摘のとおり、通学の問題、通学の距離であるとか、安全であるとかそういったことはもう子供たち

が毎日通うお話ですので、その通学の安全性や適正距離、これはしっかりと確保した上で統合等の再編を行っていかねばならないと考えております。

公共交通機関を利用して通っていただける場合は交通費の補助というような手段が取れますが、もしそういった適切な公共交通機関がないところで公共交通機関で通えないような学校で例えば統合をするということになった場合、通学手段をどう保障していくのか、それにつきましては御指摘のスクールバスも含めて当然考えていかねばならないことであると思ひますし、子供たちの通学をどう保障していくかという観点は、やはり学校の再編に当たって非常に重要なことであると思ひますので、そこもしっかりと検討していきたいと思ひます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

平野小学校についてもスクールバスも含めてあらゆる交通手段を活用しての通学手段の確保を検討していただけるという理解でよろしいですかね。

○高田教育委員会事務局長 今は学校の再編・統合に伴って、通学距離が例えば4キロ等を超えるような場合であって、公共交通機関が走っていないということであれば、スクールバスも含めて通学手段をどう確保していくかという観点でお答えを申し上げたつもりでございます。

平野小学校につきましては4キロないわけですけれども、ではそのままいいのかと申しますと先ほど御答弁申し上げましたように、その地域の様々な輸送手段、資源の活用も含めまして、どのようなことができるのか、そこについてはしっかりと検討していきたいと考えております。

○委員（堂下豊史） くどいんですけど、そこにスクールバスは入ってこないってことですかね。

60人ものお子たちが通っている中で、距離要件に当たらないからスクールバスは駄目ですってということではなくて——そのあたり、分科会審査等で議論を深めさせていただきたいと思ひますけれども、距離によって、今スクールバスの条件に該当しないからではなくて、これだけのたくさんの児童の足がある意味失われるということに対して、スクールバスも含む代替手段の検討をあらゆる輸送資源を活用しながら検討していくっていうふうにしていくべきではないのかなと思ひうんですけども、そのあたりいかがですか。

○高田教育委員会事務局長 スクールバスということをはなから、もう頭から全く否定しているわけではございませんで、当然、地域の様々な資源等をどのように活用していくのかという中で、バスについても、例えばですけれども、神戸市がバスを購入して、自ら走らせるということだけに限らず、例えば、高齢者施設とか保育園、幼稚園とか、そういったバスを子供たちのために出させていただくようなこと、これも先ほど申しましたように学校の登下校時間にそのバスが空いてるかどうかというような課題もありますけれども、そういった課題を整理しながら、そういう形で通学手段を確保するというのも当然念頭に置いて検討していきたいと考えております。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

先ほどの——古いですけど、20年の文科省が出した資料によると、自治体によれば、いわゆる教育委員会としてバスを持つのではなくて、例えば、社会福祉協議会が持つバスを活用してスクールバスを運用している自治体も当時はあったようです、今分かりませんが。

なので、他都市事例も十分研究していただきながら、平野小学校を含む地域の子供たちの足の確保に努めていただきたいと思います。今後また議論を深めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員（前田あきら） すいません、続けて平野小学校の問題を聞きたいと思ひます。

9日の神戸新聞だったと思ひんですけど、報道されていると。西区の平野小学校の児童の多く

が通って、神姫バスが廃止をするということなんですけど、これまでちょっと確認したいんですけど、バスで通学されている御家庭は全部自己負担ですかね。助成か何かされていませんか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 通学費補助という制度がございまして、2キロ以上が要件になってございます。

平野小学校の場合は全員が通学補助を受けて全額無料で通学いただいております。

- 委員（前田あきら） 数年前からそうなるというふうには保護者の方にはお聞きしています。それが一気になくなるとどうなるかっていうて、教育委員会から示されたのが2つの選択肢だと。

親の送迎か転校かということで保護者からすごい落胆の声が届いています。

これ経過なんですけど、先ほど御説明があつて、本年3月、事前通告があつて再議を求めたけれども、5月に正式な回答があつたという話なんですけど、保護者に対する対応がすごい雑というか、御意見がたくさん私のほうにも届いています。

一番初めに保護者に出したのは6月12日のすぐーだったかと思います。神姫バスがなくなると、改めてお知らせしますみたいなことだったということで、このときは保護者の方も困ったけどどうなるんかと、声を上げづらいけど神戸市がバス会社と話し合つて対案が示されるであろうと保護者の方は待っていたらいいんだろうというふうには思っていたと。7月の中旬頃にも個別懇談会があつて、校長先生から時間があつたら一対一のお話合いもできますよというお話もあつたけど、大体ほとんどの方が仕事でお話ができなかったというふうに聞いています。そんな中で8月23日に説明会があつたということです。

説明会には、大体何人来られてて、どのような御意見が出ていたか、ちょっと説明していただけますか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 8月23日の説明会といたしますか、御意見を伺う会として私ども開催してございます。

保護者の方には22名の方に御参加いただいております。

私どもからの説明としましては、先ほどおっしゃいましたように保護者の送迎のお願い、もしくは先ほど堂下先生に御答弁申し上げましたけど、175号線を走るバス路線への変更、それをお願い、御検討いただきたいということでお話をしました。

それとこれも先ほど申し上げましたけれども、美賀多台小学校、もしくは校区の南側でいいますと出合小学校が比較的近いので、美賀多台小学校、もしくは出合小学校への指定外変更も選択肢としてお考えいただきたいということを申し上げております。

それと、あとスクールバスの運行というのをもちろん要望もお話としていただいておりますので、運行経費について大体1年当たり1,800万円程度かかりますよということも意見交換会で申し上げてございます。

これだけは申し上げておきたいんですけども、先ほど私ども本当に教育委員会が一方的にこんなことを言い放つたというようなお話のされ方をしましたけれども、ここに実際に行った課長もおります。私ども本当に一生懸命考えて説明しておりますので、その点については御理解いただきたいと思います。

- 委員（前田あきら） いや、その話に保護者が納得してないからですよ。

努力されてるということなんですけど、先ほどほかの委員からもありましたけど、国庫補助がないという理由をもって、何ではなからスクールバスの検討が後景に追いやられてるかっていう

のがわけが分からないっていう御意見もあったと思うし、そもそも保護者の方に送迎していただきっていうことをお願いしたんですよね。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 保護者の方に送迎をお願いしたわけではなくて、送迎していただくということも御検討くださいということで、1つの選択肢として、こちらからお話しさせていただいたということでございます。

○委員（前田あきら） それに対して、保護者の受け止めはどうですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 中には朝は送ることができても帰りは難しいですとか、そもそも共働きなので難しいとかそういった御意見があったと伺っております。

○委員（前田あきら） そもそも仕事で無理だっていう方もあるし、仮に仕事しててもコロナになったりしたら学校休ませるんですかと、親が、ということも言われてたでしょ。

あと保護者は、朝はできても夜が難しいいうたら、朝は警備会社に来て早く開けてもらうとか、放課後、平野児童館来てくださいみたいな話も言ったらしいですけど、平野児童館自身ももうかなりいっぱいで大変な状況だと思うんですよね。かなり現実的な議論になってないということで、保護者の方からすごい御要望が出されて、他の委員もありましたけど、もう保護者がどうしようもないということで署名まで集めざるを得ないような状況が起こってるというのが実態ですよね。

それで転校を言われるっていうんですけど、今おっしゃった小学校っていうのは、中学校区はどうなってますか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 美賀多台小学校は西神中学校、出合小学校は王塚台中学校でございます。

○委員（前田あきら） 平野小学校は平野中ですよ。こればらばらにするつもりなんですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 指定外通学制度ですので、1つの選択肢としてそういうことが可能ですよということで申し上げております。

この説明会ではないんですけれども、先ほどおっしゃいました懇談会、校長との懇談会の場では出合小学校への指定外通学を考えようかなという御意見もあったと伺っております。

○委員（前田あきら） 大体それが4地域で30人ぐらいなんです、この60人の方の約半数近くがそういう対象になるということなんですけど、先ほど委員からもありましたけど、そもそもこの平野小学校というのは、先ほど問題になっている小規模校の議論をされてるところじゃないんですか。そこから30人に減らせなんていうことをして、議論として成り立つんですかね。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 私ども別にこの小規模校の適正化と合わせて議論をしているわけではございませんでして、ここは別にそういう議論なく、事業者から突然、来年3月末をもって休止しますということで言われたことに対して、私どもとして今対応しているところでございますので、その8月の説明会のときも私どもとしましては、まだ代替案、はっきり示せない状況というのは、もちろん分かっておるんですけれども、保護者のほうも不安に思われてるという思いで私どもとしては意見を聞く場ということで設定をさせていただいてございます。

もちろんこのまま終わりではございませんので、先ほど来、議論をさせていただいておりますように様々な手段を含めまして検討しまして、また改めて保護者の皆さんともお話をしていきたいと思っております。

○委員（前田あきら） そしたら、いわゆる代替手段を確保できないことを前提とした申入れがあったから保護者の方は落胆してるんです。

かつて神姫バスがなくなるという話が以前あったときも保護者の方が神姫バスと話し合って通

学時間に合わせて2台ルートを確認して継続したっていう経過もあったんですね、当時はね。

今回はそれ自身が今度は教育委員会がやってくれるものと思っていたら、いやなんかもうゼロ回答で帰ってきはったと、意見を聞く場という御説明になってるんですけど、保護者の受け止めは自分で送り迎えするか、もう転校してもらえないというような受け止めがやっぱりされているので、そういう状況にやっぱりなってるので、もしもそうじゃないと、これは別にこういう現状ですけれども、今おっしゃったように、代替交通手段も含めて教育委員会が他局も含めて今検討中であって、通学の不便のないように責任持ってやりますっていう御説明と回答を保護者にしているという理解でいいですか。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** 事実として他局含めて、私ども今検討を行っているところでございます。

8月23日の説明会においては、そのあたりうまく伝わっていないのかもしれませんが、今後引き続き丁寧に説明はさせていただきたいと思ひますし、引き続き御意見もお伺いしていききたいと思ひます。

○**委員（前田あきら）** もう1度確認しますが、それは保護者に対しては意見を聞く場であって、何も最終決定を求めたわけでもないし、引き続き教育委員会としても神姫バスさんとはもう話が終わってるのかどうか知りませんが、そのバス業者を含めて、今あらゆる地域の交通資源を活用してやると。報道に対しては、保護者や児童に対して不便をかけない通学の在り方を見つけないかと、もうしっかり回答されているんですから、そういうふうに保護者に説明して、引き続き頑張りますと、それこそすぐ一でも配信したらいいんじゃないかと思うんですけど、そういう態度でやっていただけるということを改めて確認したいんですが、よろしいですか。

○**高田教育委員会事務局長** 先ほど御答弁を申し上げましたように、地域の様々な資源を活用してどのようなことができるのか、教育委員会としても、関係部局と今協議をしながら検討しているところでございますけれども、その結果、どのような答えを出すことができるのか、100点満点だと保護者の方に思っただけで答えができませんとはちょっと今この場で私もよう断言できませんけれども、できるだけよい方策を見つけるように、これはしっかりと教育委員会としても努力をしていきたいと考えております。

○**委員（前田あきら）** 今から何か妥協点もという意味じゃなくて、100点満点を目指して努力していただいて、スクールバスなど代替手段の確保、財政的な支援を市長部局に求めるのも含めて、対応していただきたいし、仮に実際転校するなどして子供の数が減れば、また平野幼稚園のように先に統廃合の対象になるということに対して地域の方が不安を持たれてるわけなんですよね。幼稚園だって、統廃合の対象になってるじゃないですか。地域をどうするつもりなんだっていうことに対する地域の方の不安が出てきているっていうことを一番に考えていただいて、やっぱり丁寧に小規模校の議論されているのであれば、安易に転校の手段を1つ出すということ自身が本場に学校教育の現場の回答の声かなっていうのは、そこはしっかりと検討していただいて、交通手段を確保するというを最大限努力していただきたいと要望します。

○**委員長（さとうまちこ）** 他にございませんか。

○**委員（諫山大介）** すいません、1点お願いいたします。

外国籍教員の採用についてなんですけれども、6月の議会ではほかの議員の一般質問でもありました。そのとき教育長の答弁で他都市の政令市の状況も見ながら、主任とかそういうのも採用してるところあるんじゃないかと。今後は、勉強会などを開きながら取り組んでいきたいという答



弁あったんですけれども、まだちょっと数か月しかたってないんですが、現状どういう認識で、どういう取組があるのか、お伺いいたします。

○高田教育委員会事務局長 さきに教育長が本会議で御答弁を申し上げましたように、外国籍の教員の方、日頃からしっかりと教育活動に取り組んでいただいて、教育長も当時、そのとき申し上げましたけれども、資質、能力の点で何ら疑問視するものでもなく、しっかりやっていると、そういう先生方がいかにモチベーションを下げることなく、引き続きやりがい、働きがいを持って活躍することができるようにどうしていったらいいのかということで、教育委員会事務局といたしましても各政令指定都市等に外国籍の教員の任用の在り方でありますとか、主任も含めた役割をどこまでお願いをするのかというような状況の調査を行っておりまして、一定お答えのほうもいただけたところでございますので、そういった他都市の取組事例なども参考にさせていただきながら、今後、外国籍の教員の方が生き生きと神戸市立の学校で働き続けるためにどういうことを担っていただくのかということは今内部で検討させていただいております。

○委員（諫山大介） ありがとうございます。

ちょうど数か月前ですか、当事者の方と国政に詳しい方といろいろな方と意見交換させていただきまして、偶然ちょっと中体連の試合をしていたときに準備、片づけ、一緒にさせていただいた本当に熱心な教員の方がお知り合いだったんですけれども、そんな一筋縄ではいかない問題であるとも認識した上で、いろいろな教員の方がモチベーションを下げないような、そういう神戸市の教育にとっていい方向に向く、本当にその制度設計を時間をかけながらぜひお願いしたいというところで注視していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（しらくに高太郎） すいません、1点ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、例の部活動の地域移行の件なんですけれども、前回の委員会でいただいたこの資料、中学校部活動地域移行の考え方（案）という資料によれば、地域移行をしていくその背景というものが、1つが、生徒数の減少というものがあって、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定されると。2つ目に、全国的に学校における働き方改革が進む中で、専門性や意思にかかわらず、教員が顧問を担う体制を確保することが難しくなっている、これが2点目。そして3つ目が、国における考え方ということで、国が地域の実情に応じて可能な限り早期に地域移行の実現を目指すんだと、こういうことが書いてあると。

地域移行の背景と理由についてはこの3点が主な理由だというふうに私受け止めておってよろしいでしょうか。もし違うんだということがあれば、この場で正していただきたいと思うんですが、お伺いします。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 おっしゃっていただきましたように、前回も御説明させていただきましたが、この3点でございます。

もう1つ付け加えますとすれば、平日も含めて部活動を地域移行するということにつきましては、やはり他の自治体の動きの影響が1つは大きいと思っております。このまま神戸市として様子見をしておりますと教員確保の観点からかなり厳しい状況が想定されますので、今回そういったことも踏まえまして、総合的に考えた結果、前回説明させていただいたような提案をさせていただいたところでございます。

○委員（しらくに高太郎）　ということは、今の3点プラス教員の確保ということをもう1つこの中に入れようとすれば、3点ないし4点だとかいうことでよろしいですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長　はい、大きくは結構かと思います。

○委員（しらくに高太郎）　分かりました。

そこで、この2024年の7月発行の教育委員会だより、これが子供さんに配られるわけですが、これ私も子供を通じて見たわけですが、一番に中学校部活動の地域移行というのをこの記事に書いていただいております、こう書いてあるんです。

子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動。しかし、生徒数の減少等により、廃部や単独で試合に出られない学校が増えるなど、活動を維持することが全国的に難しくなっています。本市では云々かんぬんあって、「K O B E ◆ K A T S U」への完全移行を目指していくんだと、こう書いてあるんですよ。

この理由の中には、私が先ほど確認した2点目や3点目や4点目の話を書いてないんですけど、なぜ書いてないのかということを知りたいんです。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長　ちょっと今手元にその教育委員会だよりございませんけれども、私ども保護者の皆さんに案内するリーフレットについては、少子化の影響、それから教員の働き方の観点、それから教員不足の観点、そういったことも含めて案内をさせていただきます。

ちょっと教育委員会だよりにつきましては、そのあたりスペース的な関係もございますので、そういった書き方にさせていただいたのか、ちょっと私今、すぐにお答えできませんけれども、そういったことかなと今思っております。

○委員（しらくに高太郎）　そんな大事なことをスペースの問題で切るべき問題かということをお伺いしたいわけですね、これ。そうでしょう。これ今、一大改革をしようとしてるわけですね。私は保護者の1人として、また一市会議員としても最初これ見たときに、私は事情を分かっているんですけど、何で書いてないのと、これこそ子供だましというものですわ、私からしたら。私すごく不誠実だなと、私は感じました、1人の市民として、保護者として。

一番大事なことを書いてないじゃないですか。しかも、これ全員に配るものでしょう、教育委員会だよりというのは。私は正直言います、各先生方、いろいろとお話しさせてもらったりしますが、本当にもうよくしていただいているいい先生ばかりしか知らないけど、これ組織となったらこういうことになってくるねん、これ、教育委員会さんは。

そのスペースの問題は、それは竹森部長、申し訳ないけれども理由になりませんよ、これ。きちんと伝えないと。それも一番大きな記事のところで一番最初に出してきてる、今からやる、大改革をするんですからね。その話を2番目や3番目の話を飛ばしてもうて1番目のことしか書いてない。正しい理解ができないじゃないですかということなんですよ、私から言うと。

例えば、今ここの常任委員会があると、教育委員会さん来られたと。答弁は、事務局長以下、部長の方が答弁されていますと、こういう表記があったら、そりゃそうかいなと思いますけども、実は、きちんと最高責任者でいらっしゃる教育長も来られて、出席をされて、時には答弁されずというのが本来の全体の姿ですね。

1面しか書いてないんですよ。これが私ね、自分の子供も預かってもらっている教育委員会にね、私もそりゃこの神戸で育ってきた人間として、こんなことするかと、私は真面目にこれを申し上げてますからね。

そのスペースの問題で片づけられる問題じゃないですよ。私前も言いましたけども、これすん

ねんから本当の意見をきちんと伝えて理解をしていかないと進まへんだろうと、ちゃんと言うていってくださいねという話をしたつもりなんですけどね。

これはね、正しい理解をさせることになってないねん、この記事は、はっきり言って。何でだろうと思った人、ああ、生徒数が減少するからか、そうかなと、それを思うということになるんやね、これやったら。あとの肝心の話、今日の陳情者さんも言われてましたね。長時間労働が続いて、心にゆとりを持っていきたいんだと、こういう現状があると、こんな話が大事だと思いませんけどね、私はね。

だから、前回、教育長も御答弁あったと思うんですけども、顧問をせないかんという、そういう同調圧力があると。それはちょっと組織の中の問題として、ちょっと置いておいたとしても、例えば、親の介護をしていかないかんだとか。あるいは土日、子供と遊びたいんだと、そういう話について、そりゃそうだなとみんな思うと思うんですよ。そんな話をしていかないと、この話の理解というのはつながらないと私は思っているんですよ。

きちっと——どう言いましょうかね、正しい理解をこの地域移行について——リーフレットに書いたか知りませんが、この一番大事な教育委員会日より、全員に配布されるものに、これしか書いてないんですよ。ちょっと問題やないかと私は思ってるねん、一保護者としても、一市会議員としても。いかがですか。

○**福本教育長** 正しい理解を進めるためには、やっぱりしっかりと理由を書かなければいけない、そのように認識しております。今後もK O B E ◆ K A T S U のことについては、随時こういう形で出していきますので、その際にはもうきちっと委員が指摘いただいたような理由を明確に分かるように、書いていきたいと思えます。

○**委員（しらくに高太郎）** そういう正しい理解をきちんとやっぱりしていくということが、やっぱり市民の理解なり、子供さんなり保護者にやっぱり伝わっていくことだと思いますから、私、決してうそを言うているとは思いません。1面は書いているんです、確かに。だから、この記事はうそではない。だけでも正しい理解には続いてない、本当の理由はほかにも2つ、3つある。そこは大事なことじゃないですか、本当は。そうでしょう、恐らく。

そういうことを隠さずきちっと伝えてください。先生方なんですから、言うたって。私は本当につらかった、これを見たときに。

もうこれから——これはちょっと申し訳ありませんけども、厳しい指摘させていただきます。保護者や子供だましをせんといてください。誠実に向き合ってください。よろしくお願いします。以上です。

○**委員長（さとうまちこ）** 他にございませんか。

○**委員（西 ただす）** 質問させていただきますが、子供たちの人権という観点に関わるところなんですけども、この間、私たち子供たちの人権をどう守るのかということでもいろいろ質問させていただいて、体罰の問題とか不適切、あるいは違法な教育現場での問題とかもやっていました。

今日は限定的に性的な被害に遭わないための取組というところをどうつくっていくかっていうところで、ちょっとお聞きしたいんですが、この間、性犯罪歴のある人が子供に接する仕事に就くことを防ぎ、子供を性犯罪から守るための仕組みである、日本版D B Sが、これから施行しようとしているわけなんですけども、既に教員性暴力等防止法が'22年に施行されていますので、教育委員会として、こうした法律の成立とも合わせて、今どのような取組をされているのかお聞きしたいです。

○高田教育委員会事務局長 御指摘のように、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、この施行でありますとか、国におきます基本指針の策定、そういった流れを受けまして、教員による児童・生徒性暴力、これを防止する取組が進められているところでございます。令和5年10月20日には、文部科学大臣からも全国の学校関係者に向けてメッセージが発出を——公表されたところでございます。

そういう中で、もちろんその教員1人1人が児童・生徒に対して性的な不適切な行為を行わないということはもちろんでございますけれども、学校設置者である教育委員会といたしましても、研修の実施でありますとか、例えば相談窓口を設ける等、子供たちが万一このような被害に遭ったときに、言うていく先をしっかりと確保するというところでありますとか、もしそういうようなことを行った教員がいれば、これはもう原則懲戒免職ということで、非常に厳しい厳正な処分を行うというようなこと、そして子供たち自身に対する性に関するいわゆる生命（いのち）の安全教育、自分の本当に大切な体を守っていくための教育、それを行うというような取組を行っておるところでございます。

引き続き、これだけあれば十分ということではないと思いますので、1人1人の教職員に対して、そして子供たちに対しても、繰り返しこういったことを行い、性暴力を許さない学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

○委員（西 ただす） 今、研修も教員に対してされているということも言われたんですけど、それは恐らく、全ての教員に対してできているのかな、どういう形でやられているのかなというのをちょっと知りたいのと、あとはそれをやっぱり専門的なところもあるので、その研修をしてるとかいうのは、外部の専門家がやられているんですかね。どういう形なんでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 研修につきましては、児童・生徒性暴力をなくすためのチェックシートを各教員に配って、自らを振り返る、顧みていただく、また、啓発動画を見てもらうといったようなことをはじめとする研修を各学校で実施をしているところでございます。

そういった研修の実施、あるいはチェックシートを活用するに当たりましては、専門家の監修、御協力もいただいて、専門的な知見を活用して行っているところでございます。

○委員（西 ただす） ビデオか何かを見るんですけど、それは専門家が作ったものだけということなんですけど、今ちょっと聞きたかったのは、外部の専門家から——見るだけでは駄目だと思うんですね。やっぱり質疑応答も当然必要になってくるわけですから、そういったところで外部の専門家が来てやっているわけではないんでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 必ずその外部の専門家が各学校に赴いて、そこで実際に質疑応答を受けるといったような形ではなかったかと存じます。

もし詳しい内容、事務方から補足があれば。

○吉森教育委員会事務局教職員人事課長 すみません、補足ですけれども、先ほど研修ですね、例えばコンプライアンス等に関する研修等は、学校法務専門官、弁護士による、講師として研修を行っております。

○委員（西 ただす） それが専門的な役割を果たせるということでなんですよ、この問題で。確認です。

今言われたような弁護士の方々が、専門的な知識として適切に伝えることができる、あるいは質問があった答えられるということですね。

○吉森教育委員会事務局教職員人事課長 学校法務専門官、我々同じ職場で学校のことを専門にや

っておりますので、そういった条件等も行っているという形でございます。

- 委員（西 ただす） 実はこれ全国的にどうなんかなというのちょっと見てまして、見てましたら、文部科学省が委託事業で出してるんですけども——この問題で報告書というか、取組事例集というのを出してまして、それが教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集というやつなんですけども、その中で、「学びの内容・方法は十分か」というところがありまして、ここで紹介されていたんは、現状では、やっぱり校長等管理職からの説明が多く、特に市区町村では外部専門家等による講義の回答割合は低い状況とていうのはちょっと問題かなっていうふうにされてたわけなんです。

あと、もう少し内容のところから行きたいんですけども、その研修の内容なんですけども、どういう中身なんかなというの思っています、例えばここで書かれてるのは、法及び基本指針に求められる措置の周知、児童生徒性暴力等の特徴の周知を扱う自治体が多く、生命（いのち）の安全教育や子どもの権利条約について扱う自治体は限られていますというふうに言われていてね。法の目的でもある児童生徒等の権利利益の擁護という観点や子供を守るという視点から、幅広く研修内容を構築する必要がありますというふうに書かれてるんですけども、生命（いのち）の安全教育についてはされてるのかもしれませんが、例えば、子どもの権利条約とか、そういったことの観点もあるんでしょうか。

- 高田教育委員会事務局長 子どもの権利条約につきましては、どちらかと言いますと、主に学校のルールや決まり、いわゆる校則等の見直しをする中で、子どもの権利条約に関する、教職員が研修を行うことはもちろん、子供たちに自分たちの権利について学ぶ機会、そういったものを確保するというところで取り組んでおりますが、ちょっと性暴力という観点から、どの程度の取組が行われているかということにつきましては、ちょっと今、具体の事例を私も承知をしておりますので、それ以上のお答えはいたしかねます。申し訳ございません。

- 委員（西 ただす） これね、当然、生命（いのち）の安全教育というのも大事だと思うんですけど、ただその、何て言うんですかね、もうちょっと後で詳しくは言おうかなと思っていたんですけど、やはり子供自身が自分の体に対して守る、そしてそれを大事にするということを考えるに当たって、やっぱりこの取組事例で言うたら、子どもの権利条約についても学ばんといかんじゃないかというふうに言われているので、ぜひそれは検討してほしいんですが、いかがですか。

- 西川教育委員会事務局学校教育部部长 本市におきましては、委員おっしゃいましたように、人権尊重を基盤として、性に関する知識だけでなく、性の多様性であるとか、性暴力の防止、幅広いテーマを含めて包括的に性教育に取り組んでいるところでございます。

性暴力の対策としまして、その取組につきましては、体育科であるとか保健体育科、特別活動をはじめ、学校教育全般を通じて指導をしております。現行の学習指導要領の考え方に基づきました上で、指導をしているというところです。

中でも先ほどから話に出ております、文部科学省の教育プログラム、生命（いのち）の安全教育ですけども、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、小学校から高等学校まで、発達段階に応じた、全学年で実施をしております。

このプログラムの中におきましては、性的な暴力被害に遭ったときの対処方法についても一部取り扱っているところがございます。また、授業後に児童・生徒から相談を教員が受けた場合の対応方法についてなど、実施に当たり留意すべき事項について、教職員にも周知しているところでございます。

それから、そのほかに神戸市が出しています人権啓発冊子「あすへの飛翔」という冊子がございます、児童虐待を例にとっておるんですけども、子供の権利を取り上げまして、合わせて家族や教員以外でも相談できる場所を紹介したりしております。

ほかにも先ほども少し話出しましたが、専門家から学ぶということで、こども家庭局との連携によって、助産師による思春期のデリバリー事業でありますとか、NPOの講師による、デートDVの予防啓発事業、中・高、それから教職員宛てなどを実施しながら、専門的立場からの正しい知識の普及啓発を図っているところでございます。

- 委員（西 ただす） 今、総合的にいろいろ言われたと思うんですよね。この質問に当たって、ちょっと調べてみたんですが、やっぱり国会でもこれね、DBSの問題とも関わっての質問になっているんですけど、そこでうちの議員が紹介していたのは、例えば2020年にNHKの番組で児童への被害についての分析があって、その中で被害時の状況で一番多かったのはいつかという問いに対して、その結果が、もう言いますが、実は授業中だったという回答がこれ多かったんですね。それは、例えば言葉がけでおいせつな言葉のやり取りや、体に何でもないけど触ってくるとかいうことがあって、やっぱりそこは一つは教員の人権意識や性に対する学習の機会がとても大事だというふうに思いました。そういう点から、今、生命（いのち）の安全教育は言われているけども、子どもの権利条約の問題もお伝えをしたわけです。

そういう意味でも、今、回答の中で重なっている面はあると思うんですよ。同時にやっぱり生徒が声を上げられる仕組みが大事だというふうに思っていて、生徒の観点からもう少し言いたいんですが、先ほどの番組で言っても、アンケートで77.9%の人が、最初に被害を受けたときに、被害と認識できなかったという結果が出ていたんですね。そして、もう何年もたって、本当に突然息が苦しくなって、もう体に不調が出てきてという、こう残ってしまうということですよ。やっぱりこうした被害者がすぐに声を上げられるような教育が、どうしても必要だと思うんです。

そのときに、生徒が、基本は一つは自己肯定感とか、そういう点が大事だと思うんですけども、やっぱり被害者が被害を受けたということに気づいて——まず気づくこと、そして、当然そういうことを起こさせないためにも、やっぱり抑止、そういう面で言うと抑止になる面もあるんですけど、教育としては必要で、あるいはもし何かあったときも、生徒は声を上げられるという内容で今、取組をされているというふうに思われているのか、そこはいかがですか。

- 西川教育委員会事務局学校教育部部长 先ほど御説明させていただきました様々な取組を含めてになるんですけども、自他を大切に育んでいくということで、系統的、あるいは包括的に性について学ぶ取組を進める上で、その取組の中で、子供たちが性被害に遭ったときの対処方法についても、子供たちに伝えていきたいなというふうには思っております。

- 委員（西 ただす） やっぱり初めに、昨日直前だったからという面はあるかもしれないですけど、教育委員会のほうに連絡したら、やっぱり教職員のこの性暴力のほうの法律についてあんまり、一瞬ぴんと来てないのかなというところがあって、ちょっと心配になったんですよ。

それでDBSのことに關しては、まだ施行されてないからちょっと待ってくれというか、まだ準備段階、前やというふうに言われたんですけど、私は、当然そういった教員が入ってくるのが問題だというのはあるんですけど、それだけでは解決しない問題だと思うんですよね。

今ある学校の中での環境がどうなのかというところもやっぱり考えていかなければ、DBSの話が出てきたら、何か入り口のところに閉ざしましたよみたいなどで終わられては困るというふ

うに思ってるんです。

本法案が参考にしたイギリスとかでは、DBSと同時に包括的性教育が公教育で必修となっているというところの意味もやっぱり感じていただきたいと思うんですが、改めていかがですか。

- 田尾教育次長** ただいまお話を聞いておりまして、おっしゃるとおりかと思っております。まず、教員の人権意識をしっかりと育てていかないといけないということはもちろんですけれども、子供たちが被害に遭ったことに気づけない、それが幼少期であればなおのこと、何が起こったのか理解ができないというようなことが当然あるかと思っております。それにつきましては、やはり自分の——小学校などでは、水着を着て隠れる部分については、ほかの人に見せてはいけない、あるいはほかの人の体も触ってはいけない、それが触られるということについて、異常に感じて、それで声を出せる、子供たちが自分から助けを求められる、そういった大人との人間関係、そういったものが学校の中でも当然つくっていかねばならないというふうに思っております、それが保健室であったり担任の先生であったり、話しやすい教員であったりというようなことが重要になってくるかと思えます。

教員の人権意識も合わせて、子供たちが自らそういったことに気がついて、声が上げられるような教育ということにつきまして、これからもっともっと意を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

- 委員**（西 ただす） もう質問はしませんが、1つは水着のことはよくある事例として出てくるんですけど、1つは、水着で隠れているところだけじゃなくても触るとするのは、それは教育的な何かでなければ問題になることも当然あると私は思います。

同時にそれこそ水着に隠れてるところは触らせちゃ駄目よって、みんなも触っちゃ駄目よということ、それはなぜそこを触ってはいけないのかということも含めての体の仕組みであったりとか、そういったことも学びながらやっていくということはとても大事だというふうに思うんですね。そういったやっぱりその体の機能がどういうものかとかいうことも含めての学びの中で、この問題を考えていただきたいなと思います。最後にそれ確認、それだけ最後をお願いします。

- 田尾教育次長** 体の仕組みにつきましては、もとより学習指導要領などにも教科に位置づけられてはおりますけれども、実際、その学習指導要領の位置づけでは、確かにちょっと遅いのではないかなというようなことも感じておるところでございます。

そういったことも含めて、それから先ほど水着に限った——水着で隠れるところに限ったものではなくというようなことも確かにおっしゃるとおりだと思います。そうした他者とのどのような距離感を持って関わっていくのかという、そういった関係性、友達それから対大人との関係性についても、様々なコミュニケーションスキルというようなことも今学校のほうでもいろいろと取り組んでいるところがございますので、そういったことも含め、何か起こったときにはもう自分が決して悪いわけではないというようなことも含めて、子供たちとしっかりと向き合いながらそういった学習に取り組んでまいりたいと思います。

- 委員長**（さとうまちこ） 他に質疑はございませんか。  
（なし）

- 委員長**（さとうまちこ） 教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので御了承願います。

（午後 2 時 21 分休憩）

（午後 2 時 31 分再開）

（こども家庭局）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を再開します。

これよりこども家庭局関係の審査を行います。

それでは、報告 2 件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○中山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告 2 件につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、令和 5 年度神戸市各会計予算繰越しのうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の 1 ページを御覧ください。以下、計数につきましては、100 万円未満を省略して御説明申し上げます。

令和 5 年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書ですが、第 4 款民生費、第 1 項民生総務費では、こども誰でも通園制度試行実施で 900 万円、第 3 項こども家庭費では、防犯カメラ等設置で 5,800 万円、こべっこウェルカムプレゼントで 4,700 万円、次世代育成支援対策で 2,800 万円、保育所等 ICT 化推進等事業で 1 億 1,000 万円、こども誰でも通園制度試行実施で 1 億 3,200 万円、高校生通学定期券補助で 1,000 万円、学童保育施設の整備で 2 億 9,700 万円、児童手当システム改修で 6,300 万円、第 7 項民生施設整備費では、児童福祉施設整備等で 4 億 400 万円、若葉学園改修で 4,100 万円、第 5 款衛生費、第 2 項公衆衛生費では、新生児マスキューン検査実証事業で 1,900 万円、1 か月児健康診査費用助成で 2,100 万、合計 12 億 4,400 万円を繰越しております。

続きまして、3 ページに移りまして、市債権の放棄のうちこども家庭局関係分につきまして御説明申し上げます。なお、説明に際しましては 1,000 円未満を省略して御説明申し上げます。

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月に、神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づき放棄した債権は、母子父子寡婦福祉資金貸付金で 8 件、338 万 5,000 円、放課後児童クラブ利用料で 36 件、72 万 6,000 円です。各債権の概要につきましては、3 ページ下の参考に記載しております。

以上、報告 2 件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

まず、報告事項令和 5 年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） こちらでこども誰でも通園の問題も出ているので、こちらでちょっとやろうかなと思います。

今はモデル実施の時期だということで、2026 年度から全体の実施というふうにされてるんですけども、今のところ実際に行ったところの、どういうふうな問題があるのか、あるいはその中で感じられていることとかいうのをまずお聞きしたいんですが。

○岩城こども家庭局副局長 今回のモデル事業ですけども、6 月から開始をいたしまして、利用人数ですけども、6 月につきましては 208 名、7 月につきましては 212 名ということで、2 か月間で 420 名の利用がございました。



利用定員枠に対しましては今現在ですけれども、約16%が利用されているといった状況でございます。

年齢別ですけれども、0歳児が35%、1歳児が50%、2歳児が15%というような年齢構成になっております。

あと利用方法の別ですけれども、定期利用なり自由利用というやり方があるんですけれども、それにつきましては、定期利用が54%、自由利用が46%といったような状況でございます。

課題と言いますか、皆さんやっただけでいる施設につきましては23施設ありまして、これまでいろいろな意見交換なりをさせていただきまして、課題のほうもいろいろと話し合いをさせていただいてるようなところなんですけれども、実際、実施施設のほうからは、慣れない子供の対応で現場の保育士の負担が少し重くなっているというようなお声も聞いておりますし、それから、0歳児を中心に多数のニーズにお応えすることというのが非常に難しいようなところもあるというようなお声も聞いております。

それから、あと事務負担とかということではいきますと、事務の仕事が少し、やはり新しい事業ということなので、そういった事務仕事が増えたというような意見であったりとか、それから、誰でも通園制度にかける時間であったりとか、そういった内容のものも少し増えていると。それからあと、保護者対応にかける時間につきましても増えているといった状況、そういった状況を今回8月の事業者へのアンケート調査を実施したりとか、それから9月には情報交換会も行わせていただきまして、そういった意見交換をさせていただいております。

そういった意見が出ましたら、実施状況の把握に努めて、課題や改善点をいろんなところで集約しながら、国に対してお伝えをして、よりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） 確認ですけれど、23施設やられているということなんですけれど、それこそ26年度になると、全施設だと一体幾つになるのかということと、あとアンケートをされて、それがもう返ってきているということなのかという、それで今言われた答弁なのかということと、あと9月の情報交換会というのは、23の施設それぞれでやるのか、ちょっとそこを教えてください。

○岩城こども家庭局副局長 まず、情報交換会につきましては、もう9月6日の日にやっております。23施設全てで情報交換をしております。対面それからリモートも含めまして、先ほど言ったような御意見をいただいているような状況でございます。

それから、アンケートにつきましても、集約のほうもさせていただいております。23施設のほうで利用状況の受け止めであったりとか、定員の設定についてどうだとかいうような話であったりとか、保護者の方に対しての御意見をいただいたりとか、そういった内容をアンケートでいただいております。

それから、あと本格実施につきましては、今モデル実施で23施設をやらせていただいておりますけれども、定員につきましては今1,330人という形でやっているんですが、2年後の本格実施ですけれども、まだどこまでという形ではないんですけれども、今の推計でいきますと、大体55施設から60施設を考えてはいるんですけれども、教育・保育部会なりの部会のほうのお話では、今、その辺りの施設の数につきましては、今すぐではなくて、もう少し状況を見ながら考えていくべきではないかというような御意見もいただいております。

以上です。

○委員（西 ただす） いろんな御意見が出ているということで、ちょっとその中身のほうに少し入りたいんですけど、私が保育士さんの方から聞いていたところによると、やはり初めて来た子供というのは慣れてない環境に来ると、ずっと泣き叫ぶような状況も——ある意味当たり前なんですよね、これね。

やっぱり慣らし保育とか、もう当然、僕もまだ子供が保育園ですから、もうつい最近の話ですけど、それがだんだん慣れていくもんなんだけど、1回だけだとその期間、だから、もう得ることできないなという問題もあったりとか、あとは集団保育の中で、次々違うお友達が入ってくることで、通常の保育環境が難しくなるという声をお聞きしているんです。こうした点についてもお聞きになっているのか、あるいはそれに対してどういうふうにされていこうと思っているのかというのは、いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 もちろん初めてのお子さんが保育所に来られるというような状況もありますので、先ほど委員おっしゃられたとおり、最初の頃はやはり泣きやまないというような、そんな状況もあります。ただ、今、一月10時間という形で上限を切ってモデル事業をやっているような状況ですので、何回か保育をされるような状況の中で慣れてきて、泣きも少し収まってくるような状況とか、場合によっては2時間半を4回使って1か月やった後に、次の月には5時間で2回とか、少し慣れたらちょっと長めにしたりとかという、そういう工夫をされてるような保護者の皆さんもおられるような、そんな状況であります。

それから、あと慣れないというような状況もあった場合には、親子通園とかという内容もありまして、ずっとするわけではないんですけども、最初慣れるまでに、そういった親子通園を使われているというような、そんな御家庭もあるというふうになっております。

あと集団保育の話なんですけども、誰でも通園制度につきましては、集団保育でやられているところと、あとは一時保育をやられているところのお部屋と一緒に誰でも通園制度をやられているということで、場所を変えてやっているような状況というのもお聞きをしておりますけども、基本的に集団保育の中で少し困っているというようなことは、特に大きなことはないんですけども、先ほどやはりまだ泣きやまないというような状況の中で、仮に集団保育の中で一緒に保育をしますと、実際にそういった泣きやまないことによる、ちょっと他の在園児との関係というのが難しいような状況があるというようなことはお聞きをしております。

以上です。

○委員（西 ただす） あと、政府のこの問題での検討会なんかを見ると、やっぱり子供を理解するのに一定の時間がかかるという声であったり、今通っている子供たちの保育に支障があってはならないという指摘があります。

やっぱり慣れない場所でのということで、1つは事故の心配があったり、前回も少し出ましたけど、アレルギー対応の問題もあります。事前面談とかもされているのかな——なんですけど、6か月の子とかも来るわけで、保護者がまだ気づいてないアレルギーもあるんじゃないかという心配の声もあるんですけど、この点はいかがですか。

○岩城こども家庭局副局長 今全体23施設で、どれだけアレルギーの方がおられるかというのは、ちょっと今、現時点で把握はしていないんですけども、事前面談の中でアレルギーの話が出ましたら、適切に対応して、アレルギー対応しながら、事故が起こらないように対応しているような状況でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） その対応は、丁寧じゃないと、やっぱり命に関わる問題だというふうに思います。

ちょっと視点を変えてなんですけど、保育の質そのものというか、そういう点からちょっとお聞きしたいんですけど、現在この制度では国会でのやり取りを聞いていると、一時預かり保育と本制度は違うというふうに言われているんですけど、そこはどのように考えていらっしゃいますか。

○岩城こども家庭局副局長 今、国のほうでも、このこども誰でも通園制度と一時預かりというのが、こういった形で考え方を切り分けるかということも、検討会の中で議論をしていると。

一般的には、誰でも通園制度につきましては、子供のために、そして一時保育についてはお母さんのためというふうな、そういった——検討会の中でも、そういった言い回しもされてはいるんですけども、実際にこういった形で考え方が違うのかというのは、今、国のほうの検討会でも整理をしているといった状況でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） 国会での討論を見てますと、今言われた点もそうなんですよね。一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対応するものであることに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のためということではなくて、子供が成長していくということで、家庭で得られないような経験を通じてということで、子育てを応援するというふうに分けて考えていらっしゃるんですよね。ですから、やっぱり1つは、とにかく預かってトラブルなしにということだけではない、こういう考え方になっているというふうに思うんです。

やっぱりその中で心配してるのが、ぱっと来て預けるとかいうところが、やっぱり全国的な問題、そういうことが起こり得るんじゃないかと。単純にリゾート地に来たらとか、そういうときに預けるとかいうて、子供のための立場からになるのかという心配の声があるというふうに思っているんです。そういった点では大丈夫と言えるのでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 先ほど委員のほうから、ぱっと行って預けるというふうな、そういう表現もありましたけども、先ほど、私どものほうも、この23施設の中で全てではないんですけども、私個人的にも幾つか園のほうを回らせていただいていますけども、今回9月9日から、今度第2期、11月から始まる誰でも通園制度の内容のものが、申込みが始まっているんですけども、園のほうに行かせていただきますと、その2期を使うために園に来られて、運営者のほうは、その保護者の方に丁寧に、こういった形での使い方がありますよとかという形で、アレルギーの話もそうだと思うんですけども、そういった寄り添った形で丁寧に話を聞いて、次の誰でも通園制度の入所をされるかどうかというのを丁寧に聞かれているというふうな、そんな状況ですので、そういった寄り添った形の内容というのも私は園の中では見ているような状況でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） やっぱり保育の質というか、丁寧に対応していくというところで言うと、私が言うているのは実施したところで言うても、やっぱり子供が来るところと来うへんところが——人気、不人気と言ったら変な言い方なんですけど、そういうふうになってきたときに、今のこの考え方で言うと、全施設、全園でという形でやられていくわけですけど、やっぱりそこに人を配置しなきゃいけないということを考えたときに、来るのかどうか分からないということの中で、やっぱり本来であれば私たち、正規雇用で対応するべきだというふうに思うんですが、やっぱり心配のこととして、保育免許のない支援員とか、そういったことが対応しているとかいうこ

とが今後出てくるんじゃないかと——そういったことに関して対応というのは、それを保障していくためにやっぱり正規でというふうに思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 今、やり方として、例えば一時保育と一緒にその場所でやられている誰でも通園制度に行きますと、保育士が2名で対応しているというような状況もございます。その中で、常勤対応をして、きっちりとした保育をしていくということで運用しているというような状況がございますので、これは23園、同じような形でやっていただいているような状況です。個別ではなくて、合同保育とかという形であれば、少しやり方が違うとは思いますが、それにつきましてもきっちりとした保育体制を構築しまして、誰でも通園制度を運用しているといった状況でございます。

以上です。

- 委員（西 ただす） また、今後も継続して質問をしていきたいというふうに思いますが、今後聞き取りもいろいろされていくというふうに思います。

やっぱり出てきている心配の声というのがあって、私たちは根本的に言うと、その現場で働いている保育士さんの数を増やしていく、そしてそれは正規であってというところの——枠を本当に広げていくという中で対応していくというのが基本だというふうに思いますし、そういう中で、やっぱり保育水準を高めていくというところで頑張っていただきたいなと思います。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

- 委員（植中雅子） 市債権の放棄についてお尋ねしたいと思います。

今この上のほうに出ております母子父子寡婦福祉資金の貸付金の中で1号のほうなんです。

（発言する者あり）

いいですか。後にしましょうか。

- 委員長（さとうまちこ） 市債権のほうで。

他にございませんか。

（なし）

- 委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項市債権の放棄についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

- 委員（植中雅子） それでは、改めてお願いいたします。

市債権の放棄についてお尋ねしたいと思います。

母子父子寡婦福祉資金の貸付金で、1号と2号がありますが、2号は破産をされた方ということで、これはもう法的にもう守られてるというか、責任は逃れることができるけれども、この上のほうの1号は、期日前に取れなかった方々の分だと思います。これはかなり金額も大きいことですし、これは貸付金である以上に、借主は分納であれ、きちんと返済する必要がありますし、貸主である神戸市は、貸付金の原資が税金だという重みを自覚しましたら、借主に対してふだんから返済を求めていくべきであると思うし、多分それはされてきたことかと思うんでありますけれども、多くの方がしっかりと返済をされている中で、一部の滞納している人へのその市の対応が例えば不十分な場合は、返済なくてもよいよという変な甘えというか風潮が生まれる嫌いもあるかと思うので、この返済について、市としてどのような対応を取っておられるのかお聞きしたいと思います。

- 丸山こども家庭局副局長 母子父子寡婦福祉資金貸付についてでございますけれども、こちらは母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて貸付けを行っているものでございます。御指摘いた

きましたとおり、公平性の観点からも滞納債権の回収は重要であると考えております。

本制度は貸付金でありますので、償還が行われることが前提でございます。貸付けの申込みの際には、子供の福祉や世帯の自立につながることや、ほかの方法で資金を得られないこと、それから償還計画を確実に履行できる見込みであること、これらの要件を満たしていることをきっちり審査した上で、貸付けを決定しております。

貸付額が多いのは、修学資金、それから就学支度資金になります。償還については、子供さんが大学等を卒業して、養育費が不要になった後に、親御さんが償還する、または子供の就職後の収入により償還するというような計画を立てているケースが多くなっております。

ほとんどが計画どおりに償還していただいておりますけれども、病気や仕事の退職など種々の事情でそれが順調に進まなかった場合に、滞納につながるケースが多いような状況でございます。

滞納が発生してしまった場合の対応ですけれども、まずは区の担当者による督促状、催告状の送付、電話催告を行います。

次に、区に配置する銀行員OBなどの徴収による電話、訪問催告を行います。

さらに、長期滞納となっている債権については、平成30年10月より弁護士法人に委託をしまして、文書や電話、訪問による催告や交渉を行っております。

このようなきめ細かな対応を通じまして、月に数千円単位の少額でも分納して償還を行う方もいらっしゃいます。これらの取組によりまして、令和5年度の現年度調定分につきましては、約93%の回収率となっており、未収金額も平成28年度末の約2億8,000万円から令和5年度末、約1億4,000万円と8年間で半減しているような状況でございます。

今回、放棄を決定した債権の具体的な状況ですけれども、先ほど委員御指摘いただきました条例の第16条第1号のほうに該当するとしまして、約20～30年前に、1990年から2000年代頃に貸付けを行ったものでございまして、借受人及び連帯借受人への文書による督促、催告、自宅への訪問、住民票の公用照会等を10年以上継続して行っていたにもかかわらず、償還がなく時効期間が満了し、かつ連帯保証人が死亡しており、その相続人による相続放棄を確認したものでございます。

また、条例第16条第2項に該当する放棄を決定したのが、債務者全員が破産による免責決定を受けた債権でございました。

以上のような取組経過を経まして、回収の見込みのない債権について、条例にのっとり今回放棄を行ったものでございます。

- 委員（植中雅子） ありがとうございます。93%の回収率ということで、すごい御努力を評価いたします。これ10年間ずっと督促しながら、いろんな様々な段階を経ながらされた中で、この分割で払う、長期分割というものの期限なんかはあるんですか。
- 丸山こども家庭局副局長 少額でも分納するなど、返済の意思を見せておられる方については、期限はありません。その最終の支払いをしていただいた方からの期間が、長期間を、一定の期間を超えますと、この償還放棄、市債権の放棄に当たるかもしれませんが、分納等で支払いの意思があり、それを少額でも支払っていただいている方については、期限は設けておりません。
- 委員（植中雅子） 今まではそういう例は幾つかありましたか。
- 丸山こども家庭局副局長 そういった支払いが滞ってしまった場合は、この条例にのっとり債権放棄の手続きを取っております。
- 委員（植中雅子） 返済しますと——長くかかっても返済しますというような意思をやっぱり見

せていただくように持っていくのが肝要かなと思うのです。それでいいよってなってしまうと、やっぱりこれってもうお借りするときの決まりですから、この辺のところというのは、もう本当に最初はよく分かっておられるんですけど、だんだん支払えなくなったという事情ももちろん加味した上で、もう長期であろうとも分納して払っていただけるような、そういう御努力をお願いしたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） では、この際、こども家庭局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） 令和6年5月に成立・公布された民法等の一部を改正する法律の第766条において、協議離婚の場合に、共同親権に基づく監護の分掌についても協議事項であることが、新たに条文上、規定をされております。

法律の施行は、成立・公布から2年以内とされていますが、この法改正に対し、神戸市はどのように取り組もうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

○丸山こども家庭局副局長 令和6年5月に民法等が改正されました。父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、共同親権の選択を含む親権、監護、養育費、親子交流、養子縁組や財産分与等に関する民法等の規定が見直されました。この中で、協議離婚のときには、子の監護者、父または母と子の交流、それから子の監護に要する費用の分担等に加えまして、子の監護の分掌を定めるということが規定されています。

本市では、これまで離婚前後の支援としまして、ひとり親支援センターにおいて、離婚を考えたときに最低限知っておきたい法制度ですとか手続を分かりやすく説明する離婚前後講座というものを実施しております。養育費や面会交流等の専門相談も行っております。具体的にどんな相談かと申しますと、離婚や養育費に関すること、面会交流、調停、家庭内の悩み事などの相談を受けております。

また、離婚前後の子供の養育に関する手続の案内も専門相談員が行っております。

それから、離婚に当たりまして、養育費や面会交流等について、公正証書を作成する際には、その作成費等を補助する補助金を交付するなどの取組を行っております。

法律の2年以内の施行に向けましては、父母の離婚後の子の養育に関しては、今後様々な規律が整備されていくと聞いております。具体的な方策が提示される予定ですので、そういった国の動きを踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございます。

大阪府、あるいは明石市など——本市も行われているということですが、既に親子交流の支援に取り組むなど、積極的に行っている自治体もあるように思われます。

改正法に実効性を持たせるための取組について、今御答弁ありましたように、国から今後示される方針や、これら他都市の取組も踏まえ、検討をお願いしたいということを要望して終わりたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） 2点ありまして、1つは、学童保育に関わっていることけれども、学童の支援員の皆さんの給与改善についてということは、これまでもここでも質問してきたと思うんですけど、見ていましたら、この間で言うと保育士が、特に公立のほうが全産業の平均に近づいて

いるんだみたいなこと言われていたんですけど、学童に関してはどうなっているのかなというの  
もちょっとまず聞きたいと思います。

○中山こども家庭局長 学童につきましては、国の具体的な放課後支援員幾らというような、そう  
いったものというのをございませんで、我々としては、国の処遇改善等を活用しながら、放課  
後支援員の処遇改善に毎年努めてきているところでございます。

○委員（西 ただす） 現況はどれぐらいなんかということが分かるのかな。児童館、あるいは民  
設含めて、そういったところは調べたりはしてないんですかね。前回見ていると、令和5年度か  
なり上がったんだみたいなことが答弁にもあったんですけど、じゃあ上がってどうなっているの  
かということも含めて、あるいは国が示していないということの中でなんですけど、低くてい  
いわけではないと思うんですけど、目標を立てたりとか、そういうのはないんですか。

○中山こども家庭局長 放課後支援員につきましては、様々な雇用形態があると思います。就業時  
間等も、それぞれの学童保育の事業所によって異なったりしますので、一律になかなか比較する  
のが難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、全学童保育施設に常勤職員を配置できるような、令和6年度から予算のほうの拡充もさ  
せていただいているところでございますので、そうしたものを活用しながら、処遇改善に努めて  
いただいているものというふうに考えております。

○委員（西 ただす） ちょっとインターネットでいろいろ見ていましたら、児童館とかのパート  
の募集とかいうのはいろいろ出てきていまして、この前私が見たという事例のことでですけど、長  
田で言うたらパート募集で1,196円の時給、灘区の児童館は1,125円、垂水区は1,140円という  
ところで、しかもなかなか、2日から4日の間とかいう、なかなかこれ大変な状況だというふう  
に思うんですね。

私も10年くらい前に民設のほうの学童の方に、現場に行ってお話を聞いたんですよ。子供た  
ちの状況はどうかということでも聞いたんですけど、そこで勉強させてもらったんですけど、しば  
らくして、ちょうどコンビニに行ったら、その人がそこで働いてるわけですよ。やっぱりダブル  
ワークしないとやっていけないというような状況なわけです。

やっぱり基準が——そういう面では基準はないというふうに言われるんですけども、やっぱり  
こうやって生活がどうなんかということも含めて、私、調べていって、例えばダブルワークのよ  
うなことをしている人はどれぐらいいるのかとか、そういうのを実態を理解していくことが改善  
にもっと力を入れるというか、それで国に対しても求めることになると思うんですけど、そこは  
調べたりは——実態調査とかされませんか。

○中山こども家庭局長 それぞれの学童保育施設につきましては、例えば公立であれば指定管理料  
の中で工夫をいただいて、放課後支援員のほうを雇用をされていると思います。雇用形態も様々  
な状況であるというふうに考えております。

また、民間の学童保育施設についても、我々からの補助金と、それから利用者さんからの利用  
料を合わせて、その中で継続的にしっかり運営ができるように考えていただいているところでは  
ないかというふうに思っております。

様々な事情があるというふうに思いますので、我々も皆様方から実態などをしっかり聞いた上  
で、個別に調査するというよりも、そうした状況を踏まえて、引き続き処遇改善に努めてま  
いりたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） この観点からはこれで終わるんですけど、やっぱり聞いていると、なかな

か人が来てくれない。やっぱり安くなっていると——でも出せないからというのものもあるんです。これはもう本当に苦しいとこやというふうに思います。

やっぱりその学童保育に対してのニーズって物すごい高くなってきている、しかし、そこで働く人が続けられないという状況そのものは、やっぱり変えていかなきゃいけないというふうに思っています。その思いは一緒ですね。それだけ確認、すみません。

○岩城子ども家庭局副局長 支援員の方にとって、学童のほうで仕事をしていただくという、そういう思いは一緒です。

先ほどちょっと数字ですけども、支援員の単価につきましては、令和6年度の予算で7.9%増えているといった、そんな状況もありますけども、一緒になって——学童保育につきましては、私どもも一緒になって、運営を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） この点はまた引き続きというふうになると思います。

ちょっとこれも少し簡単にお聞きしておきたいんですけど、先ほど教育委員会で性的な被害を生み出さない取組をとということで、日本版のDBSの問題も聞いたりしたんですね。DBSに関してはまだだということで、多分、教育委員会もそうやし、子ども家庭局もというふうに言われるのかなと思っているんですけども、やっぱり心配の——それは保育する側からしても、どう対応——入ってくる人についての対応ということと、あとはもうちょっと広く言うと、やっぱりどういうふうに子供たちと接したらいいのかというようなガイドラインみたいなのを改めてちょっと考えなきゃいけないんじゃないかなという声も出てきているんですよ。それについて内部で議論されてるのか、あるいは教育委員会と話し合ったりしているのかとか、そこはいかがでしょう。

○岩城子ども家庭局副局長 日本版DBSの関係につきましては、子ども性暴力防止法案が6月に可決したというような——成立したというような状況は承知しております。

先ほどのガイドラインにつきましても、今、国のほうでも一定、犯罪照会できる機関であったりとか、その他詳細につきましてもガイドラインをつくっていくというような、そんな動きがございますので、その辺りをちょっと見ながら、神戸市の対応のほうもしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、先にDBSのことも言っちゃったからなんですけど、教育委員会で質問したことの一つは、やっぱり性的な被害を出さないということで考えると、教員の性暴力の問題での法律もできて、やっぱりそれとの関係でどういうふうに——教員という立場だけじゃなくて、広くどう対応していくのかということも出てきていると思うんです。

何て言うか指定施設は児童館と、あとは民設はちょっとどうするかという議論があるというふうに私は見ているんですけども、ただやっぱり当然、身体的接触というのは当然多いんですよ。それはある意味、必要なこともある。そういう中で、ただやっぱりどうこれに今後のことを考えた研修とか——教育委員会では研修を先生にやっているとというふうに言われたんですけど、そういうことも含めて考えていくことが必要じゃないかと思うんですけど、今もしかしたらさされていたら言ってください。まだでしたら、そこはどう思われるか。

○岩城子ども家庭局副局長 この日本版DBSにつきましては、保育所等では進めていくということなんですけども、国のほうでは一定例えば認可外保育であったりとか学童保育、学習塾等、こ



ういったものにつきましては任意とされまして、今後一定の要件を満たして国の認定を受けた事業者には、システムの利用が可能となって、認定事業者として公表していくというような、そんな動きもございます。

そういったところで、学童保育のほうにつきましても、こういった内容が進められるということであれば、十分検討していくことになるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、研修のほうにつきましても、これまでこういった性暴力防止の関係のものにつきましては、研修のほうも進めてやっているという状況でございます。

以上です。

- 委員（西 ただす） 新たな状況になってくる中で、改めて私が聞いているのは、民設のほうからどういうふうに対応したらいいかという声があるので、やっぱりそこは丁寧に相談に乗っていただきたいというふうに思います。

それでは、学童の問題は以上で、もう1点お聞きしたいんですが——あとお聞きしたいのは、学童施設での昼食提供についてなんです。

以前、東灘区の保護者の方と一緒に、その子供さんはまだ小学校へ上がってなかったんですけど、通うことになる学童保育へ実際に行ってみて、かつ当局のほうも——これは教育委員会だったと思うんですけど——行ってみて——したりしたんですね。

先日、頂いた資料で言うと、令和5年度に昼食提供した施設が25あって、令和6年度に新たに実施した施設が11というふうに聞いているんですけど——その認識でいいのかなと思うんですけど、また今後、それがぐっとこの間、確かに動いてきているというふうに思うんですけど、それはどういう経緯があったのかということもちょっと知りたいし、今後、それがさらに進んでいくのかということについてもお聞かせください。

- 岩城こども家庭局副局長 昼食提供の話でございますけども、保護者のニーズが高いサービスの1つでありまして、こども家庭庁からもそういった対応が求められているといった状況でございます。

昨年度なんですけども、既に自主事業で昼食提供を実施している学童保育施設の事例をまとめて、国からの通知と合わせて、全施設で説明会で周知を行ったということです。これによりまして、以前12施設だったところが25に増えて、今37施設まで増えているといった状況でございます。

学童保育における昼食提供の拡大を検討していく中で、市内中学校の給食の各受託事業者に教育委員会を通じて昼食提供の可能性について確認をしたところ、東灘区に調理場を有する中学校給食事業者から、2024年の夏休み期間で、試験実施であるけれども、そういった提案があったということです。

試験実施の対象エリアにつきましては、事業者からの提案によりまして、東灘・灘・中央区であったことから、各施設に紹介をしたところ、11施設で当事業者を利用して昼食提供を実施するという形になってございます。

利用人数につきましてはですけども、試験実施につきましては、土日、祝日、お盆休みと8月の最終週を除く夏休み期間、約20日間ぐらいですけども、行ったところ、1施設1日当たり平均約10人の利用と、学童登録児童の約10%の利用があったという状況でございます。

今回の中学校給食事業者による試験的实施に加えまして、他施設で実施している学童保育における昼食提供の事例を各施設に改めまして共有をいたしまして、施設運営者と昼食提供を実施し

ていくに当たっての課題等を十分整理を行って、実施拡大に向けてどのようなことが可能であるかということを経験してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） 本当に高いニーズだということで実施されているというふうに思うんです。

昨年春頃かな、市と懇談したときは、自主事業でたしかそのときは10人ぐらいだったんだと思うんですね。そのとき、今言われたことにも関わることかなと思うんですけど、やっぱり1つは給食センターの事業者から附帯事業として提案してもらっていると——これは教育委員会の部分になってくるかもしれないですけど、ただ、こちらのほうに関わるということですけど、センターにならないところがあるわけですね。東灘区なんかそうですよね。東灘区はどう思うのって言ったら、考えていかないといけないと思っているし、こうした動きと連動しているというふうに言われているんですけど、やっぱり通ってる地域によって給食できるできないというのは、やっぱり不平等があってはいけないというふうに思うんですけど、そういう点では、どう全体に広げていくというふうに考えていらっしゃるのか。

○岩城子ども家庭局副局長 委員おっしゃられるように、通っているところで違いが出るということとはあまり好ましくないと思うんですけども、なかなか給食に関しましては、全て神戸市全体で一律でできるということではございませんので、今回やらせていただきました、まずは東灘・中央の中でのこういった取組であるとか、先ほど委員おっしゃられましたように、給食形態の形の内容のものがこれから始まりますので、そういった内容のもので少しずつ広げていって、神戸市全体でもやれるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） ちょっと1つ具体的に、この前、いろんなその児童館行ってやっているところも、やってほしいとこに私、行って、あるいは教育委員会とも話をし、保護者からお話を聞いてなんですけども、やっぱり——私が東灘区で行っているのは向洋児童館というところでして、そのときにやっぱり去年の段階ではまだそういうのがぴんと来てないというか、現場としては、あっ、そういうのが広がってきているのというのを、私たちが行って、そうなのかっていうような認識だったと思います。

いろいろ聞いていて、やっぱり1つネックになるのは、1つはスペースの問題であるというふうに言われてます。あとは、冷蔵保管、そして対応する人手のことでした。冷蔵保管に関して言えば、例えば冷蔵施設を支援するということや、人手に関しては、やっぱりその分の何かしらの加配なんかの対応が要るんじゃないかというふうなことを思っているんですね。

当然これ教育委員会とも相談しながらということになると思うんですけども、できる限りの支援をして、より広げていただきたいと思うんですけど、改めてそこを。

○中山子ども家庭局長 今年度実施をさせていただきましたところ、携帯——スマホから直接保護者が注文できるような、そういうサービスも今回、受託事業者のほうは取り入れてやってくれているということもありまして、実施した施設からは、配達や配膳とかはスムーズに行うことができたとか、そういった声なんか聞いておりますし、まだいろいろなやり方もあって、やはり施設側の負担、それから保護者の利便性、それから正直、10%という利用であったので、それをなかなか商業ベースに乗せていくのが難しいといったようなことも出てきております。

全体を通じまして、どのような形、課題を整理をして、全市で広げていけるのかというのについては、そういった様々な観点から検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（西 ただす） まとめますけど、やっぱり1つは、そのいろんな形でということはあるとは思いますが、ただ、10%だったというふうに言われていて、商業ベースという言葉が出てきたんですけど、やっぱりこれは子供の何て言うんですか、権利に関わってくる問題だし、やっぱりぜひ広げてほしいという、子育て環境をよくしていくというのに直結するような問題だというふうに思うので、商業ベースということだけではなくて、やっぱり行政として力を入れて、そこに対して支援をしていくことが、神戸を子育てしやすいまちにしていくという観点から、対応していただきたいというふうに思います。

○委員（前田あきら） 私から3点、質問をしたいんですが、1つ目は、先ほど議論になっていきます学童保育の昼食提供についてです。

これまでも教育委員会と連携して給食施設を利用して、学童保育に対する昼食提供の拡大を求めてきました。こども家庭局さんも教育委員会を通じて呼びかけていただいて、今回モデル実施がようやく実現したというふうにお聞きをしています。

ちょっと何点か確認をまずさせていただきたいんですが、今年度37施設やったということなんですが、これは先ほど言われた東灘の民間業者が行った11も含めて37でよろしいでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 はいそのとおり、11含めてということになります。

○委員（前田あきら） ちょっとやめたところがあるか、ちょっとまた後で資料を頂きたいんですが、25が26になって、プラス11が加算されたというふうに考えていいですね。分かりました。

それで、今10%でなかなか商業ベースという話もあったんですけど、やっぱりちょっと利用されている方にもお聞きしますと、もともとこれ、今の中学校給食を提供している業者さんになりますので、いわゆる食缶方式ではなくて、いわゆるおかずを冷たくして運ばなあかん業者に当然なるので、今、中学校のほうで大分苦戦している、御飯は温かいけど、おかずが冷たいということで、かなり喫食率が下がってるベースを使っているからしゃるので、なかなか保護者のほうにも抵抗があるということをお聞きしてるのと、もう1つは、値段のベースの関係ですね、大分努力されていて、低学年が410円で、高学年が430円ということなんですけど、今度、今実施される中学校の給食というのは半額助成があって170円ということになるので、価格ベースでもなかなか保護者の選択がどうだったのかなということは検証していただきたいというふうに思うんですが、ちょっといずれにしても、学校給食施設を利用して——今回民間でしたけれども——学童保育へ提供が行われたというのは今回初めてだと思いますので、そのベースをもうちょっと広く、広げてほしいなというふうには思っています。

その点で、他の1つは民間業者の手応えですよ。今度、この東灘の業者だけじゃなくて、いろんな業者が手を挙げられている。あわせて今、西委員からありましたけど、来年1月には第一給食センターが稼働すると、事業者からもう既に提案しているので、そこは実際、提供状況の検討がどうなっているのかということについてお聞きをいたします。

○岩城こども家庭局副局長 先ほど東灘・灘・中央で行われた11施設の関係につきましては、施設でいろんな徴収をしたりするのではなくて、保護者とその事業者でやり取りをするといった状況のところから1つ出てきたということなんですけども、これが広げられるかどうかというのは、少しそういった事業をしているようなところも少し調査をしながらやっていかないといけないかなというふうに思っておりますので、改めてその辺り、そういうところがあるのかどうかも含めて、継続的に調査をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、給食センターの話なんですけども、給食センターにつきましては、第一給食センタ

一、これについては、自主事業といたしまして、学童保育への昼食提供の提案があったというようなことですが、7年の夏の試験的实施に向けまして、今、事業者と教育委員会、それから子ども家庭局の三者で協議を進めているといった状況でございます。

実施に当たりましては、いろいろちょっと課題がまだ継続してるような状況でございます、提供範囲や、それから利用料の決定、保護者からの注文の受付、代金の徴収の関係、食材発注をどうするか、配送方法、様々な課題があるということで、これも引き続き今、継続的に協議をいたしておるといった状況でございます。

以上です。

○委員（前田あきら） 来年度の夏の試験的实施に向けて御検討いただいているということですので、ぜひいい方向で実施できるように、引き続きプッシュしていただきたいと。

あわせて、これはもう教育委員会に言ってくれという話かもしれないですけど、学校そのものにある調理施設ということも活用できないかということも含めて、何回も事例出しましたけど、他都市ではやっているわけですから、そういうことを含めれば、まだまだ神戸市内にはそういう調理施設のパイがあるわけですから、全児童数、全員がまだ学童に行っている状況ではないので、そういうことをうまく活用すれば、全市実施ということも夢ではないと思いますので、ぜひそこは強く子ども家庭局のほうで押してもらって、私ももしっかり応援してやりたいと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

2つ目のことなんですけれども、保育士の配置基準の改善についてお伺いをしたいと思います。

新年度予算で教育・保育施設の4歳児・5歳児の配置基準を、30対1から25対1への改善対応されたということなんですけど、現在の民設施設の対応状況と、その結果、どれぐらいの追加の保育士の増になったのか。付け替えになったか分からないんですけど、配置ができたというふうな今、状況を調査されていますでしょうか。

○花房子ども家庭局幼保振興課長 今年から4・5歳児の配置基準が30対1から25対1ということになったということで、今対応ができている民間園につきましては、大体8割方は対応できているということで分析しております。

○委員（前田あきら） 民設で8割で、大体何人ぐらいの配置になったかというのは分かりますか。

当然、30対1から25対1になれば、保育士を追加で配置せなあかん状況にはなるかと思うんですけど、そういうふうにはなっていないんですか。

○花房子ども家庭局幼保振興課長 この配置基準につきましては、30対1が25対1になったからといって、プラス1名配置ということになりません。配置基準のこの四捨五入の関係とかもございまして、そういったことで何人プラスでこれが配置されたかというところまで、ちょっとまだ把握はできておりません。

○委員（前田あきら） 一応、前の予算のときには4億つけて、いわゆる単価掛ける何人というぐらいの想定されて予算を組んでいるということなんで、理屈的に言えば、新たに保育士を追加するか配置できるのか、保育士独自で雇っていたのを補助できるかと、その辺は変わるかもしれないですけど、それが何人適用できたかというのが分からんけど、大体80%いうぐらいで——何クラスになったかというのが分からないということですか。

○花房子ども家庭局幼保振興課長 適用、新たになったのは、おっしゃるとおり8割適用できたということでございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。施設数で申し上げますと、すみません、こちら何施設、これ4・5歳で加

算できたということで申し上げますと、保育所でいきますと、この70施設中39施設、あとは幼保連携型認定こども園になりますと、167施設中の157施設ということになりました。これですみません、8割ということになります。

○委員（前田あきら） すいません、頂いた資料で、そうですね。

ここで、この園が何クラス増えたかちょっと分からないので、単純に言えば196人以上の保育士がこの適用になったというふうに考えていいのかな、分からないですけどね、いうふうになるかと思います。

当然これね、処遇改善も含めて対応している問題なので、やっぱりどれだけの効果が出たんかということも、ちょっとできたら追っかけていただいたらいいなというふうに思いますので、それはすみません、すぐにそれはやっぱり今まだ申請状況でいろいろ対応してる場所なんで、かつちりしたものを出せというのはもう無理な話なので、そこはやっぱり追っかけていただいて、こういう効果がありましたと、それをやっぱり今後、神戸市としては国に対しても、0歳の対応についても要望されているわけですから、ぜひ強く要望する上でも、こういう効果がありましたというのをぜひ検証していただきたいというふうに思います。

あとあわせて、頂いている資料で、公立の場合ですと、大体どれぐらいの施設が——8割の施設がこういう基準が対応しているというふうな——満たしているんですという御回答なんですけども、2割はまだ30対1でやっているという解釈でいいですか。

○岩城こども家庭局副局長 今、8割が対応できているというような状況ですので、まだ2割は今のままという状況でございます。

○委員（前田あきら） これなぜ改善されないんですか、2割は。

○岩城こども家庭局副局長 今回、4・5歳児の部分につきましても、配置基準につきましても、8割は改善されてるような状況ですけども、その辺り、まだ、配置基準どおりに行けてないようなところもありますので、その辺りにつきましても、今後こういった形で対応ができるかというふうなことも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（前田あきら） 当然、経過措置があるから別という話なんかもしれないんですけど、保護者にとってみたら、何でここはやれてないのっていうふうに当然出てくると思いますので、そこはやっぱり民間にも求めてるわけですから、神戸市についてもやっぱり25対1を100%すぐ進めるということは、ぜひ努力していただきたいと思います。

こういう努力してるけど、なかなか人が足らなくて、そうなっているという判断ですか。それとも、はなからここは30対1でいこうという判断だったか、どちらですか。

○岩城こども家庭局副局長 はなから30対1というわけではないんですけども、今回、加速化プラン期間中に早期に改善を進めるというような、そういう内容もございましたので、期間中にこういったことができるかも含めて、検討していこうということでございます。

以上です。

○委員（前田あきら） もうその期間中に改善したいということなので、ぜひ早期に達成していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの学童の給食の問題も、配置基準の改善について、国の予算も入っているんですけど、神戸市の努力で前に進めてるということで評価しているの、それで終わりたいと思っているんですけど、ちょっと若干、市民の方から問合せがあったので、1つ質問をしたいと思うんですけど、

ども、ウェルカム定期便の問題について聞きたいと思うんですけど、これ準備状況なんですけど、一体今どうなっているんですか。今ホームページ見ても、秋実施だという話になっているんで、これ本当に具体的に進んでるのかなという、どうでしょう。

- 岩城こども家庭局副局長 具体的に進んでございます。この秋の事業開始に向けまして、例えばですけども、見守り体制であったりとか、商品の調達に関する最終の調整を今行っている状況でございまして。そういった状況もありますので、スケジュールや制度内容につきましては、最終的に詳細が固まりましたら、その状況の中で御案内をさせていただきたいというふうに考えてございます。

事業開始の際には、対象となる全ての御家庭に対しまして、直接案内状を送付し、お知らせをするということで、こどもっとKOBEBEや、市のホームページ、広報紙KOBEBE、こうべ子育て応援LINEなどで広く周知を考えたいと思っております。

以上です。

- 委員（前田あきら） そうなんです。検討中なので分からないということなんで、やっぱりそれでかなり不安が出ています。それで、例えば、基本ミルクやおむつなどをお配りするということがあるんですけど、これ私も子育てしているんで分かるんですけど、そもそもこれって銘柄選べるものなんですか。

- 岩城こども家庭局副局長 今回の定期便ですけども、最大10回お届けする予定にしております。初回のお子様につきましては、誕生のお祝いの意味も込めまして、1万円相当の育児用品等をお届けする予定にしております。おむつやミルク、それからそういった必需品のほかに、おもちゃとかベビー服、絵本等も含めた幅広い内容を用意したいというふうに考えております。

また、その後の定期便、2回から10回につきましては、子育てに係る経済的負担の軽減を主な目的に、おむつ、ミルク、お尻ふき、離乳食等の必需品を考えてございます。種類につきましても選べるような状況になってございます。

以上です。

- 委員（前田あきら） 選べるんですか。確かに子供に合うことを考えて、私もいろいろ苦労したんですけど、結局、高いもののほうがよくて、高いものを選んでしまったんですけど、同じ分量に当然なりませんよね。その辺ってどういうふうにされているんですか。

- 岩城こども家庭局副局長 全ての内容のものが選べるというわけではないですけど、例えばおむつなんかでしたら、4種類ほど用意をいたしまして、その保護者の方、子供さんに合うようなおむつを使っただきたいというような思いで、そういった選べる内容のものの中には入れているといった状況でございまして。

- 委員（前田あきら） いただいた声をちょっと紹介をしたいと思うんですけども、神戸市の子育て支援に期待して、須磨区に転居された。6月に子供が生まれて、従来のウェルカムプレゼントからウェルカム定期便になったということで期待もしていました。ですが、今年度ももう半分過ぎたというのに、一向に音沙汰がなく、広報紙でも詳細が決まり次第というようです。ミルクをもらえるのはありがたいですが、いつ来るのかが分からないと、どれぐらいまとめ買いをすべきか判断もできず、とても困っていると——まとめ買いしたほうが安いということですよ。また、今使ってるのと同じ種類なのか、別のものなのか、選べないのか——今選べるという、これが合致するものかどうか分かりませんが、子供の状況に応じてせめて選択したい。その辺りの情報が今ホームページ見ても検討中と、調整中ということで出てこないの、本当に困惑

中ですと。きつい言い方ですが、がっかりを越えて少し怒りを覚えますと。本当に神戸市が子育て支援をする気なのか、ただ明石のまねをしただけなのか、市長の思いが全く市民に伝わってませんか、どうか状況をよく御承知いただいて、子育て支援をするという本当の気概を見せてくださいというような――市長に伝えてくださいって、市長に私が持っていったらいいんですけど、一応ここで紹介をさせていただきたいと思うんですけど、本来ウェルカムプレゼントは、今まで物品を自分で選んでいると、でも、今回新たに一気に変えるぞということで変えたんだけど、それが詳細が決まらないまま、今、半年過ぎてしまっているということで、いやどうだったのっていう声がやっぱり広がっているんで、もう改悪じゃないかという御意見も出ているので、そこは本来やっぱり子育て支援として、いろんな国の制度もあるんでしょうけど、神戸市が子育て世帯に対してやる事業ですので、そういうことがないように、ぜひ本当に喜ばれるようなことになると、あわせて、この物品を取りあえず配るというだけではなくて、本来は見守りをして、子育て中の世帯をやっぴりしっかり支援するというのが本来の目的で、そこをやっぴり本来は前面に出すべきだと思いますので、ぜひ調整していただいて、喜ばれるような対応になるようによろしくお願いをいたします。要望して終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、こども家庭局が退出するまでしばらくお待ち願います。

（午後 3 時 35 分休憩）

（午後 3 時 36 分再開）

○委員長（さとうまちこ） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第 21 号議案のうち、本委員会所管分については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第 90 号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情第 90 号は、自民党は審査打切といたします。

魚崎幼稚園の未就園児への様々な取組は大いに評価をさせていただくところでありますけれども、本市では公私が連携・協調して、幼児教育・保育ニーズに対応しております、3 年保育のニーズについても、公立幼稚園・私立幼稚園の教育・保育施設全体で対応していること、そしてまた、幼稚園のこの園児数というのは、公立・私立ともに大幅に減少しております、市内では私立幼稚園においても休園・閉園する園が生じている次第であります。

また東灘区において、幼稚園の利用する 3 歳児定員及び在籍状況は、公・私立合わせて 931 人の定員に対して約半数の空きがあるということでもあります。

そして、交通費のことでもありますけれども、保育園・幼稚園・認定こども園にかかわらず、通園に要する費用は、公・私立ともに保護者に負担いただいております、魚崎幼稚園のみに交通費の助成金を支給するという事は妥当ではないと考えます。

以上によって、審査打切といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 陳情第90号について、日本維新の会は審査打切を主張いたします。

当局の説明にもありましたように、少子化の進行や共働きによる長時間保育利用ニーズの増加などに伴い、幼稚園の利用園児の大幅な減少が見込まれています。

そのため、再編などにより、公立・私立の教育・保育施設が連携して、幼児教育・保育の充実を目指すため、3歳児保育については、区域単位に1つの園を設けるとしており、東灘区では既に設置されています。

子供を通わず保護者の思いは十分理解するところでございますが、今後の神戸市全体の幼児教育・保育の充実を図るためには、再編等やむを得ない状況でございます。

また本陳情にある交通費支給については、特定の園に通園する児童のみに支給することは不公平になるため難しいと考えます。

よって、日本維新の会は審査打切を主張いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第90号については、審査打切を主張いたします。

魚崎幼稚園で育てたいとの気持ちは御理解いたしますが、また、3年保育も意義があると考えますが、3年保育においては、少子化の進行など、園児の数が大きく減少していることから、慎重に検討していく必要があると考えます。

また、通園に要する費用は、全ての園において保護者の方に御負担いただいております。交通費の助成金を支給するのは難しいと考えるため、打切といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情第90号、神戸市立魚崎幼稚園の3歳児保育の早急な実施及び交通費の助成金の支給を求める陳情の件について、日本共産党は採択を主張します。

市立幼稚園の存続及び早急に全園で3年保育を実施する意義については、3年保育で必要な幼児教育を受ける権利の保障、公立に通う予定の3歳児の未就園状態をなくすこと、障害や養育環境上、課題のある児童の受皿など、どれも喫緊の課題です。

市立幼稚園が地域に根づき、多様性の重視が求められる幼児教育の最先端を実施、実践していることは、魚崎幼稚園保護者からの陳情でも明らかになっています。

繰り返された幼稚園の統廃合による園児の通学距離が増えていることから、通学費助成など、子育て家庭の負担軽減も求められます。

市立幼稚園を統廃合前提の需給の調整弁のように乱暴に扱うのではなく、市立幼稚園の存続と3年保育をはじめとした充実こそ求められる立場から採択を主張します。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第90号は、審査打切を主張いたします。

幼稚園の園児数が大きく減少している現状より、公・私立の教育・保育施設全体で各区域における3年保育ニーズに対応すべきであると考えます。

また、通園に要する費用は、特定の幼稚園のみ助成金を支給する必要はないと考えております。以上です。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。



まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択、または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第92号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 自由民主党は、陳情第92号は採択とさせていただきます。

1番の少人数学級については、教育環境の一層の充実を図るために、学級編制基準のさらなる改善について、国に対して引き続き要望していくこと。

そして、2番目の加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善を推進することに対しては、教科指導の専門性を有する教員等配置拡充及び栄養教諭や養護教諭についても、さらなる定数改善を要望していきたいとのこと。

3つ目ではありますが、学級編制基準の弾力的運用が実施できるような加配の削減は行わないことについては、引き続き加配教員の増員も含めて、教職員定数の改善を国に要望していくとのこと。

4つ目でございますが、教職員の未配置問題の解消、また、財政措置と人材確保については、全国的な教員不足の影響もある中で、引き続き国に対して処遇改善を行うこと、適切な財政措置を講じること、また教員の魅力向上を一層周知するための広報活動に取り組むこと等、安定的な教員確保に関する抜本的な対策を引き続き国に対して要望していくこと。

それから、5つ目ではありますが、自治体で定年引上げ期間中に、教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずることに対しては、定年延長の影響を見極めながら、普通退職や、産・育休、療養休の代替などを含めた状況を踏まえて、引き続き積極的な採用に取り組むこと。国に対して引き続き加配教員の増員も含めて、教職員定数の改善を要望していくこと。

そして、義務教育費の国庫負担制度の負担割合を堅持することにおきましても、ひとしくその教育を受けられることは、憲法の保障するところであって、義務教育制度に対する国の責任を引き続き堅持し、財政面においても、地方に負担転嫁することのないよう、適切な財政措置を講じること、機会を捉えて要望していくとの当局の説明を了といたしまして、採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 陳情第92号について、日本維新の会は採択を主張いたします。

小学校から中学校の学級編制について、既に国が段階的に引き下げる方針を示しており、我が会派としても、少人数学級に関して、今後、小学校だけではなく、中高等学校でも進めていくべきと考えます。

学校現場では、家庭の問題やいじめ、不登校など教育以外での様々な問題が多く、教職員は本来の授業準備や教材研究の時間を十分確保できていないなど、苛酷な状況を強いられています。地方自治体が適切な教職員の人員配置をし、教育環境を整備する必要があるのはもちろんですが、自治体間で教育格差が生じないように、一定水準の教育を子供たちが受けられるように、国が基

準設定をすることが必要であると考えます。

よって、採択を主張いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第92号については、採択を主張いたします。

35人学級編制の実施及び教育環境の一層の充実を図るための学級編制基準のさらなる改善、また働き方改革や義務教育制度に対する国の適切な財政措置を講じることを国に要望していくべきと考えるため、採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情第92号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための2025年度政府予算に関する意見書提出を求める陳情の件については、日本共産党は採択を主張します。

多様化する教育環境の下、子供たち1人1人に寄り添った教育を行うためにも、多忙で劣悪な環境に置かれている教職員の長時間勤務と未配置の解消のためにも、教職員の増員と、中学校、高等学校を含めた少人数学級の推進は急務です。

教育長も、少人数学級の意義についてはOECD比較も含めて推進すべき立場も表明されました。陳情者の指摘するとおり、現場の工夫だけでは対応できない実態です。豊かな子供の学びを保障するために、国の教育予算の確保と増額が急務であり、意見書を提出すべきとの立場から、採択を主張します。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第92号、教員の負担を軽減し、かつ教育の質の向上を目指す陳情の趣旨に賛同する立場から、採択をお願いします。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、全会派の御意見が採択することで一致しておりますので、陳情第92号については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第92号が採択されましたので、国に提出する意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては、正副委員長で文案を用意いたしておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、この文案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

○委員長（さとうまちこ） ありがとうございます。以上のとおりですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、文案については以上のとおりとさせていただきます。

なお、この意見書案については、この後、本委員会に委員を出しておられない、つなぐさん、新しい自民党さん、平野章三議員、上原議員、つじ議員、村上議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。

委員各位におかれましては、会派内での周知について御協力をお願いいたします。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（さとうまちこ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後 3 時52分閉会）